

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市役所	神栖市溝口4991-5	(0299) 90-1111
波崎総合支所・防災センター	〃 波崎6530	(0479) 44-1111

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
防災・危機管理部防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6	(029) 301-2885
潮来土木事務所	潮来市潮来1086-1	(0299) 62-3724
潮来保健所	〃 大洲1446-1	(0299) 66-2114
鉾田地域農業改良普及センター	鉾田市鉾田1367-3	(0291) 33-6198
鹿行家畜保健衛生所	〃 鉾田1367-3	(0291) 33-4111
鹿島港湾事務所	神栖市東深芝13	(0299) 92-2111
鹿行水道事務所	鹿嶋市宮中3761-1	(0299) 82-1121
鹿島下水道事務所	神栖市北浜9	(0299) 96-2617

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局茨城県拠点	水戸市北見町1-9	(029) 221-2184
関東地方整備局利根川下流河川事務所 (小見川出張所)	千葉県香取市佐原イ4149	(0478) 52-6365
(銚子出張所)	〃 香取市小見川4884-8	(0478) 82-2629
	〃 銚子市新生町1-9-13	(0479) 22-1250
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 (波崎出張所)	潮来市潮来3510 神栖市太田3109	(0299) 63-2411 (0479) 46-0101
関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所	鹿嶋市栗生2254	(0299) 84-7711
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	(0299) 92-2604
第三管区海上保安本部銚子海上保安部 警備救難課	千葉県銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎2F	(0479) 22-1359
第三管区海上保安本部茨城海上保安部 警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16	(029) 262-4304
第三管区海上保安本部茨城海上保安部 鹿島海上保安署	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	(0299) 92-2601
水戸地方气象台	水戸市金町1-4-6	(029) 224-1106
銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎3F	(0479) 22-0074

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊古河駐屯地	古河市上辺見1195	(0280) 32-4141
陸上自衛隊勝田駐屯地	ひたちなか市勝倉3433	(029) 274-3211
陸上自衛隊第7航空団司令部 (百里基地)	小美玉市百里170	(0299) 52-1331

5 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖警察署	神栖市木崎1203-15	(0299) 90-0110
〃 神之池地区交番	神栖市木崎1203-3	(0299) 92-0110
〃 知手浜交番	〃 知手中央3-8-1	(0299) 96-0110
〃 水上警備派出所	〃 東深芝13	(0299) 93-0110
〃 土合地区交番	〃 土合本町2-9928-2	(0479) 48-0582
〃 波崎交番	〃 波崎8536-2	(0479) 44-0069

6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖郵便局	神栖市溝口4991	(0299) 92-5500
神栖大野原郵便局	〃 大野原4-2-1	(0299) 92-4151
神栖知手郵便局	〃 知手中央3-5-32	(0299) 96-1666
萩原郵便局	〃 萩原970-1	(0299) 96-4210
波崎太田郵便局	〃 太田603-12	(0479) 46-1777
波崎土合ヶ原郵便局	〃 土合本町3-9809-16	(0479) 48-1555
波崎郵便局	〃 波崎8635-8	(0479) 44-0899
深芝郵便局	〃 深芝2613	(0299) 92-4246
別所郵便局	〃 波崎4781-45	(0479) 44-0898
矢田部郵便局	〃 矢田部6498-1	(0479) 48-0891
若松郵便局	〃 須田2340-127	(0479) 46-0871
日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町2551	(029) 241-4516
日本放送協会水戸放送局	〃 大町3-4-4	(029) 232-9885
東日本電信電話株式会社茨城支店 (災害対策室)	〃 北見町8-8	(029) 232-4825
日本通運株式会社鹿島港支店	神栖市東深芝28-5	(0299) 92-2031
東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支 社 鹿島事務所	茨城県鹿嶋市宮中5215	(0120) 995-007
KDDI株式会社北関東総支社		(048) 677-0086
株式会社ドコモCS茨城支店	水戸市宮町1-1-83	(029) 222-5284
ソフトバンク株式会社		

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町3193-3	(029) 225-5651
茨城県社会福祉協議会	〃 千波町1918	(029) 241-1133
社団法人 茨城県医師会	〃 笠原町489	(029) 241-8446
社団法人 茨城県歯科医師会	〃 見和2-292	(029) 252-2561
社団法人 茨城県薬剤師会	〃 笠原町978-47	(029) 306-8934
社団法人 茨城県看護協会	〃 緑町3-5-35	(029) 221-6900
関東鉄道株式会社 潮来営業所	潮来市洲崎346-5	(0299) 80-0031
〃 波崎車庫	神栖市波崎1138-1	(0479) 44-1200
社団法人 茨城県トラック協会	水戸市見川町2440-1	(029) 303-6363
茨城県高压ガス保安協会鹿南支部	神栖市溝口4991	(0299) 92-1311
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町978-25	(029) 239-3001
株式会社茨城放送	〃 千波町2084-2	(029) 244-2160

8 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿島地方事務組合消防本部	神栖市溝口4991-5	(0299) 96-0119
神栖消防署	〃 溝口4991-5	(0299) 96-0119
鹿島港消防署	〃 東深芝13	(0299) 92-0119
波崎消防署	〃 波崎6611	(0479) 44-0119
波崎消防署土合分署	〃 土合本町2-9928-12	(0479) 48-0119

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市商工会	神栖市溝口4991	(0299) 92-5111
〃 波崎支所	〃 土合本町5-9809-527	(0479) 48-0333
なめがたしおさい農業協同組合本店	〃 深芝2752-5	(0299) 93-5511
〃 神栖支店	〃 深芝2752-5	(0299) 92-3881
〃 波崎支店	〃 太田1888-47	(0479) 48-0005
はさき漁業協同組合	〃 波崎新港 9	(0479) 44-1122
波崎水産加工業協同組合	〃 波崎新港 9	(0479) 44-0201
社団法人鹿島医師会	鹿嶋市宮中1998-2	(0299) 82-7270
社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 神栖支所	神栖市溝口1746-1	(0299) 93-0294
波崎支所	〃 土合本町3-9809-158	(0479) 48-0294
神栖市国際交流協会	〃 溝口1746-1	070-3923-5936

○給水装置工事指定業者一覧

(令和3年12月28日現在)

番号	会社名	代表者名	所在地	電話番号
1	村上工業株式会社	村上 一夫	神栖市平泉265-31	0299-92-2474
2	株式会社オーツキ	大槻 正博	神栖市大野原7-7-28	0299-92-3362
3	株式会社高島工業	高島 聖	神栖市知手3582	0299-96-1008
4	株式会社宏洋	保立 明宏	神栖市日川4144-1	0299-97-0853
5	鹿光電業	大坂 桂一	神栖市知手中央6-13-1	0299-96-3014
6	ユカワ設備	湯川 義則	神栖市知手中央8 - 13 - 28	0299-96-0925
7	岩瀬設備工業株式会社	岩瀬 等	神栖市日川213-4	0299-96-0152
8	有限会社新河工業茨城営業所	新河 善文	神栖市日川194	0299-97-1451
9	有限会社三信工業	荒木 弘文	神栖市日川4504-1	0299-90-5034
10	有限会社萩原	萩原 修	神栖市横瀬777-8	0299-96-0442
11	株式会社小堤工業神栖営業所	小堤 健一郎	神栖市木崎2353-8	0299-92-0083
12	株式会社カシマ商事	岩瀬 隆	神栖市溝口1705-3	0299-96-7854
13	有限会社神栖管工設備	石津 広行	神栖市鰐川300-152	0299-93-2222
14	有限会社三豊	本郷 辰豊	神栖市鰐川25-345	0299-92-6607
15	三協クリーンコンサルタン ト株式会社	田中 幸雄	神栖市下幡木3919-46	0299-92-0022
16	有限会社藤井設備	藤井 良雄	神栖市神栖3-13-16	0299-91-1228
17	株式会社野口建設	野口 清一	神栖市深芝南2-21-4	0299-92-9036
18	有限会社平野電機	平野 稔	神栖市大野原2-22-32	0299-92-0721
19	株式会社日本ケアシステム	菅佐原 博秋	神栖市神栖3-3-26	0299-93-4424
20	斉藤設備	斉藤 利夫	神栖市深芝2559	0299-92-1153
21	熱田設備	熱田 清	神栖市大野原3-3-27	0299-92-3468
22	H2O (エイチツーオー)	中山 剛	神栖市大野原中央4-16-4	0299-93-3889
23	ミサキ工業株式会社	須田 眞司	神栖市大野原2-16-12	0299-93-1007
24	司管工事	高島 司	神栖市知手3581-3	0299-96-2445
25	市川設備	市川 和則	神栖市石神500-3	0299-92-5601
26	吉野住設	吉野 清一	神栖市深芝南2-10-7	0299-93-1496
27	共和建設株式会社	土生 義貴	神栖市溝口4873-439	0299-96-9256
28	株式会社要企画	金崎 優子	神栖市平泉2411	080-2266-1224
29	セイサダヤ工業株式会社	中野 由丈	神栖市波崎7929	0479-21-3050
30	林工業株式会社	林 孝之	神栖市波崎6495	0479-44-4737
31	株式会社マルキ設備	石井 文朗	神栖市波崎4864-31	0479-44-1368
32	木内工業株式会社	木内 五郎	神栖市波崎8064	0479-44-0920
33	鈴木設備株式会社	鈴木 卓也	神栖市波崎1589-25	0479-44-2471
34	有限会社フジホームガス	藤代 隆敏	神栖市波崎2695	0479-44-5178
35	有限会社江戸屋商店	海津 輝一	神栖市波崎8880	0479-44-0322

番号	会社名	代表者名	所在地	電話番号
36	増田設備	増田 修一	神栖市波崎8733-2	0479-44-0375
37	波崎さく井工業	石橋 操	神栖市波崎6889	0479-44-0680
38	大和田土木株式会社	大和田 悦子	神栖市波崎7542-1	0479-44-1451
39	東辰水道	塚口 博也	神栖市波崎9408-5	0479-44-0203
40	株式会社鹿島企業	安藤 祐章	神栖市矢田部11528-1	0479-48-1115
41	株式会社安藤プロパン	安藤 真一	神栖市矢田部3036	0479-48-0013
42	佐野総建株式会社	佐野 浩章	神栖市矢田部7803	0479-48-1321
43	株式会社ワタナベ	渡辺 啓	神栖市矢田部9479	0479-48-1067
44	スガヤ設備	菅谷 伸幸	神栖市矢田部6769	0479-48-2595
45	大西設備	大西 博之	神栖市土合本町1-8762-124	0479-48-4895
46	水道設備ケンボウ	竹山 健一	神栖市土合北1-4-14	0479-48-2575
47	株式会社菅谷建設	菅谷 厚	神栖市土合中央2-10-35	0479-48-1278
48	有限会社福村電機	福村 義和	神栖市太田1444-29	0479-40-1511
49	ヒロタ電機	廣田 定一	神栖市太田107-2	0479-46-1377
50	株式会社田口工務店	田口 智之	神栖市太田294	0479-46-2275

○排水設備指定工事店一覧

(令和3年11月10日現在)

指定番号	名称又は商号	所在地	電話番号
1	(有)アサヒ設備工業	銚田市鹿田898-66	0291-37-4328
2	(株)安藤プロパン	神栖市矢田部3036	0479-48-0013
3	(有)石崎設備	行方市行戸840-1	0291-35-3334
4	(株)インダ	龍ヶ崎市城ノ内3-7-8	0297-64-7839
5	岩瀬設備工業(株)	神栖市日川213-4	0299-96-0152
6	内山設備工業(株)	潮来市辻211	0299-63-0189
7	(有)江戸屋商店	神栖市波崎8880	0479-44-1661
8	(株)オーツキ	神栖市大野原7-7-28	0299-92-3362
9	大西設備	神栖市土合本町1-8762-124	0479-48-4895
10	大和田土木(株)	神栖市波崎7542-1	0479-44-1451
11	(株)小堤工業 神栖営業所	神栖市木崎2353-8	0299-69-0116
12	(株)鹿島企業	神栖市矢田部11528-1	0479-48-1115
13	鹿島三悦工業	神栖市大野原中央3-2-37	0299-92-2269
14	(株)鹿島冷熱	神栖市大野原5-1-57	0299-92-3353
15	(有)柏崎建設	神栖市大野原中央1-10-23	0299-92-7468
16	(有)神栖管工設備	神栖市鰐川300-152	0299-93-2222
17	共立メンテナンス(株)	鹿嶋市神向寺105-12	0299-84-0405
18	木内工業(株)	神栖市波崎8064	0479-44-0920
19	窪谷設備	潮来市島須635	0299-64-2639
20	(有)高進設備工業	鹿嶋市根三田800-1	0299-83-7231
21	(株)宏洋	神栖市日川4144-1	0299-97-0853
22	(株)越川建設	神栖市溝口1655-1	0299-96-3698
23	小若建設(株)	神栖市大野原1-5-26	0299-92-2282
24	齋藤設備	神栖市深芝2559	0299-92-1153
25	酒井鉄工所	潮来市潮来791-1	0299-62-2580
26	佐野総建(株)	神栖市矢田部7803	0479-48-1321
27	三協クリーンコンサルタント(株)	神栖市下幡木3919-46	0299-92-0022
28	三晃住設	鹿嶋市明石320-13	0299-82-1350
29	三陽電機商会	神栖市波崎8944	0479-44-0340
30	(有)新河工業 茨城営業所	神栖市日川194	0299-97-1451
31	(株)菅谷建設	神栖市土合中央2-10-35	0479-48-1278
32	スガヤ設備	神栖市矢田部6769	0479-48-2595
33	鈴木設備(株)	神栖市波崎1589-25	0479-44-2471
34	(株)高島工業	神栖市知手3582	0299-96-1008
35	辻田設備工業(株)	鹿嶋市国末576-1	0299-82-7421
36	東洋工事(株)	神栖市田畑49-1	0299-92-9871
37	浪逆工業(株)	潮来市日の出8-26-1	0299-66-1101
38	(有)生井澤設備工業	鹿嶋市角折235	0299-69-0308

指定番号	名称又は商号	所在地	電話番号
39	(株)日本ケアシステム	神栖市神栖3-3-26	0299-93-4424
40	(株)野口建設	神栖市深芝南2-21-4	0299-92-9036
41	(有)萩原	神栖市横瀬777-8	0299-96-0442
42	波崎電機(株)	神栖市波崎8654-2	0479-44-0227
43	(有)ハンモト	銚田市箕輪1708	0291-37-1859
44	(有)長谷川土建	神栖市矢田部11861	0479-48-1411
45	浜口建設(株)	神栖市筒井2-99	0299-92-1476
46	林工業(株)	神栖市波崎6495	0479-44-4737
47	備水工業(株)	銚田市鳥栖2111-23	0291-34-3553
48	(株)フクテックス	水戸市笠原町474-2	029-297-5888
49	(有)福村電機	神栖市太田1444-29	0479-40-1511
50	(有)藤井設備	潮来市日の出3-6-17	0299-66-0910
51	(有)フジホームガス	神栖市波崎2695	0479-44-5178
52	宝山工業(株)	神栖市日川4497	0299-96-5767
53	増田設備	神栖市波崎8733-2	0479-44-2111
54	(株)マルキ設備	神栖市波崎6864-31	0479-44-1368
55	三杭配管工業(株)	鹿嶋市大字木滝454	0299-82-4464
56	ミヤザワ設備	神栖市知手783-1	0299-96-0664
57	村上工業(株)	神栖市平泉265-31	0299-92-2474
58	山本石油(株)	神栖市知手138-4	0299-96-0357
59	ユカワ設備	神栖市知手中央8-13-28	0299-96-0925
60	(株)鹿光電業	神栖市知手中央6-13-1	0299-96-3014
61	(株)和城産業	神栖市知手中央9-4-33	0299-82-5931
62	(株)ワタナベ	神栖市矢田部9479	0479-48-1067
63	伊藤設備工業	神栖市横瀬958-218	0478-86-2729
64	マツザキマテリアル(株)	行方市矢幡1881-12	0299-73-0131
65	(株)マルシン	水戸市城南1-8-10	029-350-7110
66	熱田設備	神栖市大野原3-3-27	0299-92-3468
67	ミサキ工業(株)	神栖市大野原2-16-12	0299-93-1007
68	H2O	神栖市大野原中央4-16-4	0299-93-3889
69	(株)鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中6-6-9	0299-83-3111
70	秋元設備工業(株)	鹿嶋市宮中5186	0299-82-6674
71	(有)三豊	神栖市鰯川25-345	0299-92-6607
72	(株)スガヤ	銚田市汲上2603-3	0291-39-3063
73	(有)ユート・アメニティ鹿嶋支店	銚田市二重作1645	0291-34-5122
74	(株)Onuma	銚田市台濁沢308-3	0291-39-3559
75	(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町28-17	029-262-2839
76	水道設備ケンボウ	神栖市土合北1-4-14	0479-48-2575
77	東辰水道	神栖市波崎9408-5	0479-44-0203
78	セイサダヤ工業(株)	神栖市波崎7929	0479-21-3050

指定番号	名称又は商号	所在地	電話番号
79	(株)村屋設備	鹿嶋市宮中4-8-10	0299-82-6079
80	(有)新和工業	かすみがうら市下稻吉3972	029-832-0560
81	栗山設備工業	鹿嶋市中1149	0299-69-5757
82	(株)アイダ設計牛久店	牛久市中央3丁目22-1	050-3173-2447
83	謙システム(株)	稲敷市羽賀1649-1	0475-89-0277
84	(株)宮澤工務店	神栖市知手中央4-13-8	0299-96-3585
85	(株)鹿島建設	神栖市波崎6990	0479-44-1059
86	高橋商事(株)	水戸市大串町952-4	029-269-3066
87	(株)あづまや 神栖営業所	神栖市神栖1-17-22	0479-62-0169
88	(有)ナカヤ設備工業	鹿嶋市大字武井904	0299-69-1118
89	市川設備	神栖市石神500-3	0299-92-5601
90	(有)出頭ポンプ店	鹿嶋市林808	0299-69-1388
91	(株)東野	茨城町長岡3523-37	029-297-4823
92	茨城日化サービス(株)	水戸市吉沢町301-4	029-246-2451
93	(株)カシマ商事	神栖市溝口1705-3	0299-96-7854
94	水研工業(株) 玉里営業所	小美玉市上玉里21-124	0299-26-3000
95	(株)大平工業	鹿嶋市大字港ヶ丘282-139	0299-83-6673
96	(株)藤和	那珂市菅谷3094	029-295-5674
97	(株)アクアサービス	土浦市荒川沖61-7	029-842-7321
98	A C E 工業	神栖市大野原3-3-9	0299-77-5604
99	小野設備工業	小美玉市上玉里508	0299-56-7475
100	小野村工業(株)	行方市井上1942-2	0299-66-1124
101	(株)淑洋	ひたちなか市田中後26-7	029-262-5271
102	(株)白川商店	鹿嶋市谷原1380-2	0299-82-2744
103	大洋設備工業(株) 鹿嶋営業所	鹿嶋市大字荒井548-1	0299-69-4439
104	(有)高橋商事	河内町金江津9308-7	0297-86-2182
105	(株)ダイセツ	鹿嶋市長栖1879-372	0299-82-0950
106	(株)パイプマン	水戸市東野町264-1	029-350-8072
107	(株)広伝	石岡市高浜792-1	0299-26-3211
108	(株)フジコー	水戸市浜田1-19-13	029-221-8700
109	富士桜設備工業	稲敷郡美浦村大字布佐1876-42	0120-39-3241
110	丸大燃工(株)	水戸市酒門町4456-5	029-247-1880
111	(株)宮本総合設備	稲敷市佐倉2283	029-892-1490
112	山キ石材(株)	潮来市新宮4131	0299-66-4564
113	(株)Y. S. K	常陸太田市東二町2254-3	050-1209-8892

○土木・建築業者一覧

	業者名	所在地	電話番号	土木	建築
1	大有建設(株)	茨城県神栖市深芝南3-1-1	0299-92-0493	○	
2	株木建設(株)	茨城県神栖市息栖3942	0299-92-2236	○	○
3	鈴縫工業(株)	茨城県水戸市三の丸2-11-17	029-221-7236	○	○
4	三国屋建設(株)	茨城県神栖市知手中央2-1-2	0299-96-5068	○	
5	常総開発工業(株)	茨城県神栖市賀2108-8	0299-92-3875	○	○
6	高橋建設(株)	茨城県神栖市筒井1422-86	0299-92-6133	○	○
7	大勝建設(株)	茨城県神栖市波崎8850	0479-44-0676	○	○
8	岡田土建(株)	千葉県銚子市東芝町3-1	0479-22-6411	○	○
9	三菱化工機(株)	神奈川県川崎市川崎区宮前町1-2	044-246-7236	○	
10	(株)大地	茨城県神栖市鱒川55-233	0299-95-8211	○	○
11	(株)波崎建設	茨城県神栖市波崎3726-2	0479-44-0272	○	○
12	誠殖産工業(株)	茨城県神栖市知手中央1-13-20	0299-96-1761	○	○
13	幸武建設(株)	茨城県神栖市神栖4-5-31	0299-92-5881	○	○
14	(株)鹿島企業	茨城県神栖市矢田部11528-1	0479-48-1115	○	○
15	小若建設(株)	茨城県神栖市大野原1-5-26	0299-92-2282	○	
16	村上工業(株)	茨城県神栖市平泉265-31	0299-92-2474	○	○
17	(株)宏洋	茨城県神栖市日川4144-1	0299-97-0853	○	○
18	森新建設(株)	茨城県神栖市波崎8824-1	0479-44-0462	○	○
19	(株)姥貝組	茨城県神栖市鱒川25-225	0299-92-0906	○	
20	(株)光建	茨城県行方市四鹿1	0299-73-2037	○	
21	司建設(株)	茨城県神栖市波崎6507-1	0479-44-3822	○	
22	(株)横河NSエンジニアリング	茨城県神栖市砂山16-5	0479-46-6688	○	
23	明正工業(株)	茨城県神栖市知手中央9-3-1	0299-97-0300	○	○
24	鹿島設備工業(株)	茨城県神栖市知手中央1-16-44	0299-96-5291	○	○
25	(株)菅谷建設	茨城県神栖市土合中央2-10-35	0479-48-1278	○	
26	鐮木建設(株)	茨城県神栖市波崎6487	0479-44-4111	○	○
27	大和田土木(株)	茨城県神栖市波崎7542-1	0479-44-1451	○	
28	共和建設(株)	茨城県神栖市溝口4873-439	0299-96-9256	○	
29	浜口建設(株)	茨城県神栖市筒井2-99	0299-92-1476	○	
30	(株)ホソヤ工務店	茨城県神栖市筒井1422-3	0299-92-6630	○	○
31	(株)宮澤工務店	茨城県神栖市知手中央4-13-8	0299-96-3585	○	○
32	鹿島花壇土木(株)	茨城県神栖市柳川1707	0479-46-0044	○	
33	安藤造園(株)	茨城県神栖市矢田部5806	0479-48-0059	○	
34	鹿島信販(株)	茨城県神栖市砂山2668-5	0479-46-3100	○	
35	(株)野口建設	茨城県神栖市深芝南2-21-4	0299-92-9036	○	○
36	臨海緑化(株)	茨城県神栖市横瀬12	0299-96-0354	○	
37	(有)長谷川土建	茨城県神栖市矢田部11861	0479-48-1411	○	○
38	山中造園土木(株)	茨城県神栖市筒井1373-1	0299-92-0251	○	

	業者名	所在地	電話番号	土木	建築
39	(株) 須之内組	茨城県神栖市須田4099-3	0479-26-4757	○	
40	(有) 藤和造園土木	茨城県神栖市矢田部3332	0479-48-0468	○	
41	(株) 鹿島建設	茨城県神栖市波崎6990	0479-44-1059	○	○
42	大和田工業 (株)	茨城県神栖市波崎7542-3	0479-44-0999	○	○
43	(株) 大賀志造園土木	茨城県神栖市石神439番地	0299-92-1695	○	
44	富士工業 (株)	茨城県神栖市大野原6-2-1	0299-92-1376	○	
45	日栄建設 (株)	茨城県神栖市平泉281-36	0299-92-3488	○	
46	豊造園 (株)	茨城県神栖市筒井1213	0299-92-2566	○	
47	東洋工事 (株)	茨城県神栖市田畑49-1	0299-92-9871	○	○
48	佐野総建 (株)	茨城県神栖市矢田部7803	0479-48-1321	○	○
49	(株) 和鹿松園建設	茨城県神栖市太田456-15	0479-46-0033	○	
50	平本企業 (株)	茨城県神栖市下幡木991	0299-92-3229	○	
51	(株) 鹿島環境サービス	茨城県神栖市柳川中央1-10-2	0479-46-4887	○	○
52	(株) 高島工業	茨城県神栖市知手3582	0299-96-1008	○	
53	東部産業 (株)	茨城県神栖市奥野谷5733-1	0299-96-6677	○	○
54	成東建設 (株)	茨城県神栖市下幡木4091-31	0299-92-4037	○	
55	安藤建設 (株)	茨城県神栖市矢田部6582-1	0479-48-2156	○	
56	佐藤建設工業 (株)	茨城県神栖市平泉2727-6	0299-92-6668	○	
57	竹中建設 (株)	茨城県神栖市土合中央3-7-4	0479-48-2265	○	
58	スカイロード (株)	茨城県神栖市知手中央2-11-6	0299-97-2192	○	
59	(有) 溝口土木	茨城県神栖市溝口2273-2	0299-96-0514	○	
60	(株) マルキ設備	茨城県神栖市波崎6864-31	0479-44-1368	○	○
61	(株) 総合イノベート	茨城県神栖市知手中央9-11-19	0299-97-2901	○	○
62	浜野産業 (株)	茨城県神栖市奥野谷8071-3	0299-96-1517	○	
63	飯田建設 (有)	茨城県神栖市横瀬1002-6	0299-96-0103	○	
64	大海工業 (株)	茨城県神栖市深芝14-1	0299-77-8035	○	○
65	(株) 越川建設	茨城県神栖市溝口1655-1	0299-96-3698	○	
66	(株) 市村建設工業	茨城県神栖市知手3156-37	0299-96-4546	○	○
67	林工業 (株)	茨城県神栖市波崎6495	0479-44-4737	○	
68	(有) 三浦建工	茨城県神栖市知手中央10-1-26	0299-90-5513	○	○
69	大泉産業 (株)	茨城県神栖市平泉東2-5-14	0299-92-6461	○	
70	(有) 福村電機	茨城県神栖市太田1444-29	0479-40-1511	○	
71	(株) 藤代工務店	茨城県神栖市波崎2695	0479-44-0110	○	○
72	村田屋建工	茨城県神栖市太田4270	0479-46-3411	○	
73	宝山工業 (株)	茨城県神栖市日川4497	0299-96-5767	○	
74	(有) 渡辺電機	茨城県神栖市知手6387-1	0299-96-0608	○	
75	三芳建設 (株)	茨城県神栖市平泉東1-64-99	0299-92-6150	○	○
76	神栖市建設業 (同)	茨城県神栖市溝口1681-1	0299-92-5936	○	○
77	鹿島栄興防災 (株)	茨城県神栖市神栖4-7-7	0299-92-3595	○	
78	(株) オーツキ	茨城県神栖市大野原7-7-28	0299-92-3362	○	○

	業者名	所在地	電話番号	土木	建築
79	(株) 山全電業	茨城県神栖市砂山1014-101	0479-21-3780	○	
80	(有) 丸修工業	茨城県神栖市矢田部9773-6	0479-48-4022	○	○
81	マルマサ興業(株)	茨城県神栖市太田4549-2	0479-21-7035	○	○
82	(株) 鹿島冷熱	茨城県神栖市大野原5-1-57	0299-92-3353	○	○
83	日合工業(株)	茨城県神栖市東和田34-1	0299-96-2680	○	○
84	鹿島重機機工(株)	茨城県神栖市横瀬1276-61	0299-96-7380	○	
85	(株) ユービルト	茨城県神栖市太田703-74	0479-46-3845	○	○
86	(有) 三国屋工務店	茨城県神栖市矢田部12535-2	0479-48-0435	○	○
87	岩瀬設備工業(株)	茨城県神栖市日川213-4	0299-96-0152	○	○
88	大根造園土木(株)	茨城県神栖市矢田部3272	0479-48-3678	○	
89	大塚造園建設(株)	茨城県神栖市筒井1262-2	0299-92-0530	○	
90	原工務店	茨城県神栖市矢田部2980	0479-48-3782	○	○
91	(株) スガヤ	茨城県神栖市土合中央2-10-35	0479-48-6581	○	○
92	(株) 西喜総業	茨城県神栖市太田703-276	0479-46-4826	○	○
93	奥野谷浜産業(株)	茨城県神栖市奥野谷5753	0299-96-6060	○	
94	(有) 潮田建設	茨城県神栖市溝口1821	0299-92-1388	○	
95	港南建設(株)	茨城県神栖市知手5966-3	0299-96-7710	○	
96	サカエ電気商会	茨城県神栖市波崎8353-1	0479-44-0092	○	
97	麻生商事(株)	茨城県神栖市奥野谷7863-3	0299-97-2643	○	○
98	篠塚建設	茨城県神栖市知手4245	0299-96-1526	○	○
99	(有) 岡野建設	茨城県神栖市須田3647	0479-46-3598	○	
100	マルサ工業(株)	栃木県宇都宮市砂田町424-20	028-657-0002	○	
101	長谷川建商	茨城県神栖市矢田部11133-2	0479-48-5299	○	
102	木内工業(株)	茨城県神栖市波崎8064	0479-44-0920	○	
103	(株) ワタナベ	茨城県神栖市矢田部9479	0479-48-1067	○	
104	(有) 柏崎建設	茨城県神栖市大野原中央1-10-23	0299-92-7468	○	
105	共栄産業(株)	茨城県神栖市大野原中央4-6-40	0299-93-1388	○	
106	(株) 正安	茨城県神栖市筒井2-2	0299-93-8845	○	
107	山田工業(有)	茨城県神栖市平泉2563	0299-92-1668	○	
108	(有) 萩原	茨城県神栖市横瀬777-8	0299-96-0442	○	
109	(有) 鹿島光電社	茨城県神栖市波崎9364-1	0479-44-2269	○	
110	大東工業(株)	茨城県神栖市溝口5727	0299-97-0355	○	
111	(有) 神栖管工設備	茨城県神栖市鱈川300-152	0299-93-2222	○	
112	(有) 重田建設	茨城県神栖市矢田部10434-1	0479-48-5677	○	
113	(株) 池田工務店	茨城県神栖市溝口1960-1	0299-97-1087	○	○
114	タイヨー工業(株)	茨城県神栖市日川1918-127	0299-96-2368	○	
115	(有) 保立建設	茨城県神栖市日川4024	0299-97-0576	○	○
116	(株) 田谷工務店	茨城県神栖市芝崎字栗神野408番地	0299-96-1910	○	○
117	小川建設(株)	茨城県神栖市太田4272	0479-46-0161	○	
118	(有) 大野工業	茨城県神栖市溝口4507	0299-96-0594	○	

	業者名	所在地	電話番号	土木	建築
119	アート産業（株）	茨城県神栖市息栖字藤木3045-1	0299-92-1488	○	
120	セイサダヤ工業（株）	茨城県神栖市波崎7929	0479-21-3050	○	
121	（株）知手興産	茨城県神栖市知手中央5-1-51	0299-96-8665	○	
122	並木建設（株）	茨城県神栖市萩原757	0299-96-1929	○	
123	衣鳩興産（有）	茨城県神栖市奥野谷6020-2	0299-96-1306	○	
124	（有）フジ	茨城県神栖市横瀬2972-39	0299-95-6622	○	
125	（株）セイケイ建設	茨城県神栖市太田4549-3	0479-21-6030	○	○
126	（株）ロードサービス関東	茨城県神栖市下幡木1036	0299-94-5760	○	
127	（有）小堀工務店	茨城県神栖市石神644	0299-92-3169		○
128	コビキ工業（株）	茨城県神栖市知手中央4-13-17	0299-96-5077		○
129	（株）田口工務店	茨城県神栖市太田294	0479-46-2275	○	○
130	豊商事（株）	茨城県神栖市日川217-1	0299-96-0648		○
131	（有）しのづか	茨城県神栖市須田3618-1	0479-46-5444		○
132	（株）上杉物産	茨城県神栖市知手3420-44	0299-96-1633	○	○
133	建装工業（株）	東京都港区西新橋三丁目11番1号	03-3433-0501	○	○
134	（株）大翔電設	茨城県神栖市土合本町1-8762-275	0479-21-7071	○	
135	（有）四ツ葉工業	茨城県神栖市知手4678-58	0299-96-2265	○	
136	石橋興業	茨城県神栖市波崎6520	0479-44-0953	○	
137	NK企画	茨城県神栖市高浜2476-20	0299-93-4511		○
138	（有）藤井設備	茨城県神栖市神栖3-13-16	0299-91-1228	○	
139	（有）トータルホーム関東	茨城県神栖市堀割3-5-9スリーコートA	0299-94-5424		○
140	佐々木工務店（株）	茨城県神栖市高浜1335-60	0299-77-8887	○	

※令和3・4年度建設工事有資格者名簿に記載されている神栖市内本支店等の業者

○神栖市防災会議委員名簿

(令和4年3月31日現在)

	団体名	職名
1	神栖市	市長
2	海上保安庁 第三管区海上保安本部 銚子海上保安部	部長
3	海上保安庁 第三管区海上保安本部 茨城海上保安部 鹿島海上保安署	署長
4	厚生労働省 茨城労働局 鹿嶋労働基準監督署	署長
5	国土交通省 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	所長
6	国土交通省 関東運輸局 茨城運輸支局 鹿島海事事務所	所長
7	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所	所長
8	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所	所長
9	水戸地方気象台	台長
10	茨城県潮来土木事務所	所長
11	茨城県潮来保健所	所長
12	茨城県企業局鹿行水道事務所	所長
13	茨城県鹿島下水道事務所	所長
14	茨城県鹿島港湾事務所	所長兼保安調整監
15	神栖警察署	署長
16	神栖市	副市長
17	神栖市教育委員会	教育長
18	鹿島地方事務組合消防本部	消防長
19	神栖市消防団	団長
20	関東鉄道株式会社 潮来営業所	所長
21	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社	竜ヶ崎エリア支社長
22	東日本電信電話株式会社 茨城支店	支店長
23	日本通運株式会社 鹿島港支店	支店長
24	鹿島西部地区保安対策連絡協議会	会長
25	鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会	会長
26	波崎地区企業連絡会 技術部会	会長
27	波崎工業団地第二地区公害防止協定推進協議会	代表幹事
28	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 鹿島地区	副所長
29	鹿島医師会	副会長
30	茨城県薬剤師会 潮来薬剤師会 神栖班	班長
31	社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会	常務理事
32	神栖市連合民生委員児童委員協議会	会長
33	神栖市行政委員連絡協議会	委員
34	茨城県トラック協会 鹿行支部	副支部長
35	茨城県石油商業組合 神栖支部	支部長
36	神栖市校長会	会長
37	神栖市総合建設業協会	会長
38	神栖市管工事組合	組合長
39	日赤アマチュア無線奉仕団 神栖地区分団	分団長

〔避難・救護〕

○指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(令和4年2月28日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	指定 避難 所	指定緊急避難場所					災害用 井戸	災害用 備蓄	震度感知式 鍵ボックス 設置場所
					災害種別ごとの適否							
					地震	津波	洪水	高潮	土砂 災害			
1	かみす防災アリーナ	木崎1219-7	0299-77-5400	○	○	○	○	○	○	—	○	○
2	息栖小学校	平泉2780	0299-92-0514	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	神西第二中学校	平泉東1-60-1	0299-92-0652	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	神西市中央公民館 及び文化センター	溝口4991-4	0299-90-5500	○	○	○	○	○	○	—	—	—
5	神西市民体育館	溝口4991-4	0299-96-3594	—	—	—	○	—	○	—	—	—
6	神西中央公園	木崎1203-9	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—
7	神西高校	高浜1468	0299-92-4169	○	○	○	○	○	○	○	○	—
8	石神幼稚園	石神773-1	0299-92-5644	—	○	—	—	—	○	○	—	—
9	軽野小学校	知手2-2	0299-96-0502	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	神西第一中学校	知手100-3	0299-96-0302	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	神西第三中学校	知手中央7-1-17	0299-96-1414	○	○	○	○	○	○	—	○	○
12	うずも幼稚園	知手中央5-9-7	0299-96-1640	—	○	—	○	—	○	○	—	—
13	軽野東小学校	奥野谷5746-2	0299-96-1402	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	高齢者ふれあい センターむつみ荘	知手4678-2	0299-96-2675	—	○	—	○	—	○	—	—	—
15	大野原小学校	大野原中央2-1-8	0299-92-7552	○	○	○	○	○	○	—	○	○
16	神西第四中学校	大野原中央2-8-46	0299-92-8751	○	○	○	○	○	○	—	○	○
17	横瀬小学校	横瀬1276-15	0299-96-7494	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	大野原幼稚園	大野原中央2-1-22	0299-92-6788	—	○	—	○	—	○	—	—	—
19	神西市武道館	溝口4991-10	0299-96-7700	○	○	○	○	○	○	—	—	—
20	神西市保健・福祉会館	溝口1746-1	0299-90-1138	○	○	○	○	○	○	—	○	—
21	大野原コミュニティ センター	大野原7-5-59	0299-93-0008	○	○	○	○	○	○	—	○	○
22	うずもコミュニティ センター	知手中央7-1-6	0299-90-5300	○	○	○	○	○	○	—	○	○
23	大野原西小学校	大野原5-1-45	0299-93-2251	○	○	○	○	○	○	—	○	○
24	歴史民俗資料館	大野原4-8-5	0299-90-1234	—	○	—	○	—	○	—	—	—
25	平泉児童センター	平泉2783-3	0299-93-8820	—	○	—	○	—	○	—	—	—
26	神西市ふれあい センター「湯楽々」	奥野谷6283-2	0299-90-5911	—	○	—	○	—	○	—	—	—
27	平泉コミュニティ センター	平泉2751-2	0299-90-1300	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	深芝小学校	深芝南3-8	0299-95-5211	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	砂山都市緑地	東和田21-2	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
30	豊ヶ浜児童公園	波崎9572-1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
31	仲町公園	波崎9520-12	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
32	豊ヶ浜運動公園	波崎9579	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
33	波崎東ふれあい センター	波崎9572-1	0479-44-1012	○	—	○	○	○	○	○	○	○
34	波崎体育館	波崎9572-1	0479-44-5581	—	○	—	○	—	○	—	—	—
35	波崎灯台跡公園	波崎9524-24	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—
36	はさき生涯学習 センター	波崎9591	0479-44-0001	—	○	—	○	—	○	—	○	—
37	波崎小学校	波崎8759	0479-44-0059	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	利根公園	波崎8386-1	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—

番号	施設名	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所					災害用井戸	災害用備蓄	震度感知式鍵ボックス設置場所
					災害種別ごとの適否							
					地震	津波	洪水	高潮	土砂災害			
39	海老台区民館	波崎7620-4	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
40	波崎第一中学校	波崎7070	0479-44-0271	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	波崎総合支所・防災センター	波崎6530	0479-44-1111	○	○	○	○	○	○	—	○	—
42	波崎西小学校	波崎5011	0479-44-0074	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	舎利保育園	波崎3355	0479-44-3310	—	○	—	○	—	○	—	—	—
44	漁業集落緑地広場	波崎9420-1	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
45	土合緑地	土合北2-10-10	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
46	土合運動公園	土合北1-7-60	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
47	土合運動広場	土合東2-10000-1	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
48	土合1号公園	土合本町4-9809-11	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
49	やたべ土合小学校	土合南3-16-36	0479-48-3001	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	植松小学校	土合本町4-9809-2	0479-48-0462	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	矢田部公民館	土合本町3-9809-15	0479-48-3311	○	○	○	○	○	○	—	○	○
52	はさき福祉センター	土合本町3-9809-158	0479-48-5150	○	○	○	○	○	○	—	○	—
53	波崎高校	土合本町2-9928-1	0479-48-0044	○	○	○	○	○	○	○	○	—
54	波崎第四中学校	土合北1-8-10	0479-48-5123	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	土合体育館	土合北1-7-60	0479-48-0019	○	○	○	○	○	○	○	—	—
56	神西市教育センター	矢田部3024	0479-26-3535	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	波崎第二中学校	矢田部3120	0479-48-0014	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	十町歩農村集落センター	矢田部12655	0479-48-4213	—	○	—	○	—	○	—	—	—
59	須田小学校	須田1177-13	0479-46-0024	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	須田幼稚園	須田1301-1	0479-46-1311	—	○	—	○	—	○	○	—	—
61	波崎第三中学校	須田2340-1	0479-46-0042	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	若松中央児童公園	若松中央4-103	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
63	若松緑地	砂山15	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
64	若松公民館	砂山15	0479-46-1115	○	○	○	○	○	○	—	○	○
65	宝山公園	砂山18	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
66	柳川小学校	柳川中央1-9-10	0479-46-0025	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67	波崎柳川高校	柳川1603-1	0479-46-2711	○	○	○	○	○	○	○	○	—
68	太田小学校	太田598-2	0479-46-0013	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	三番蔵児童公園	太田新町4-2-3	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
70	押揚児童公園	太田新町2-2-10	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
71	日和山農村集落センター	太田1550-1	0479-48-5939	—	○	—	○	—	○	—	—	—
72	西押揚農村集落センター	太田389	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—

※今後の耐震改修等により、各避難所の適否は変わることがあります。

○津波避難ビル一覧（津波発生時のみの一時的な避難場所）

（令和4年3月31日現在）

番号	施設名	所在地	電話番号	階数
1	神栖済生会病院	茨城県神栖市知手中央7-2-45	0299-97-2111	5
2	鹿島セントラルホテル 新館	茨城県神栖市大野原4-7-11	0299-95-5511	16
3	アトンプレスホテル	茨城県神栖市大野原1-12-1	0299-92-4411	8
4	コンフォートイン鹿島	茨城県神栖市堀割2-1-23	0299-92-1100	6
5	鹿島アイビーホテル	茨城県神栖市筒井1666	0299-93-4311	5
6	鹿嶋パークホテル	茨城県神栖市大野原4-1-2	0299-90-0500	11
7	ホテルウィング インターナショナル鹿嶋	茨城県神栖市大野原1-24-1	0299-92-9012	11
8	鹿島ポートホテル	茨城県神栖市知手中央1-9-1	0299-97-0808	3
9	ノヴァホールホテル梅はら	茨城県神栖市波崎9231	0479-44-2454	3
10	かわたけ旅館	茨城県神栖市太田4151	0479-46-0027	3
11	常総開発工業株式会社	茨城県神栖市賀2108-8	0299-92-3875	4
12	有限会社郡司工業 本社	茨城県神栖市田畑438-55	0299-91-1531	2
13	信越化学土合社宅	茨城県神栖市土合本町3-9809-7	—	4
14	サンシャインホール雅・ウェ ディングステーション雅	茨城県神栖市波崎1251	0479-44-2288	2
15	村上工業株式会社	茨城県神栖市平泉265-31	0299-92-2474	3
16	第2南部マンション	茨城県神栖市深芝南3-2-3	—	6
17	姥貝ビル	茨城県神栖市鰯川125-225	0299-92-0906	3
18	株式会社ウインド・パワー本社	茨城県神栖市南浜3-226	0299-77-8511	2
19	鹿島港湾合同庁舎	茨城県神栖市東深芝9	0299-92-2601	3
20	センチュリー ムラマツ	茨城県神栖市神栖2-7-31	—	4
21	ミヨヒコHK-I (エイチ・ケー・ワン)	茨城県神栖市平泉281-11	—	6
22	日本製鉄株式会社 波崎研究開発センター	茨城県神栖市砂山16-1	0479-46-2111	4
23	社会福祉法人白十字総合病院	茨城県神栖市賀2148	0299-92-3311	4
24	海浜第一住宅A, B, C, D棟	茨城県神栖市南浜1-2	—	3
25	海浜第二住宅E, F, G, H棟	茨城県神栖市南浜1-4	—	3
26	海浜第三住宅I, J棟	茨城県神栖市南浜1-8	—	3
27	豊ヶ崎住宅A棟	茨城県神栖市波崎9420-33	—	3
28	豊ヶ崎住宅B棟	茨城県神栖市波崎9420-34	—	3
29	関東財務局 水戸財務事務所 合 同宿舍鹿島知手住宅3号棟	茨城県神栖市知手中央5-1-3	—	4
30	公設鹿島地方卸売市場	茨城県神栖市居切660-3	0299-92-1355	1
31	ミヨヒコHK-II (エイチ・ケー・ツー)	茨城県神栖市神栖4-11-6	—	3
32	スーパーホテル鹿嶋	茨城県神栖市居切1270-11	0299-88-9000	8
33	住宅型有料老人ホーム 陽だまり の郷	茨城県神栖市堀割2-26-29	0299-93-8215	3
34	T S U T A Y A鹿嶋南店	茨城県神栖市堀割1-2-25	0299-90-1633	3

○医療機関一覧

(令和4年2月28日現在)

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	あきら医院	神栖市大野原5-1-29	0299-92-7081
2	いきすの森クリニック	神栖市息栖3031-35	0299-95-6880
3	小田医院	神栖市波崎8635	0479-44-0450
4	かしまなだ診療所	神栖市知手中央3-4-21	0299-96-5111
5	鹿嶋ハートクリニック	神栖市平泉1-168	0299-77-8888
6	かみす眼科	神栖市神栖1-12-8	0299-91-1455
7	神栖済生会病院	神栖市知手中央7-2-45	0299-97-2111
8	かみす中央メディカルクリニック	神栖市知手3061-101	0299-77-7277
9	河島医院	神栖市溝口5539-1	0299-96-6679
10	児玉医院	神栖市木崎2406-261	0299-93-1177
11	五郎台ファミリークリニック	神栖市深芝南2-11-12	0299-92-6661
12	済生会波崎診療所	神栖市波崎8968	0479-44-0253
13	坂本医院	神栖市平泉2769	0299-92-0700
14	城之内医院	神栖市筒井1422-147	0299-92-1261
15	清仁会病院	神栖市矢田部11345-1	0479-48-2000
16	東部地区健康管理クリニック	神栖市東和田7911	0299-96-3894
17	永木外科胃腸科医院	神栖市矢田部2959-1	0479-48-0211
18	西尾耳鼻咽喉科医院	神栖市大野原5-3-69	0299-90-0033
19	にへいなかよしクリニック	神栖市平泉1-74	0299-77-8181
20	野口医院	神栖市知手98-41	0299-96-7373
21	白十字総合病院	神栖市賀2148	0299-92-3311
22	波崎クリニック	神栖市波崎6271-5	0479-44-3886
23	ひかりクリニック	神栖市矢田部7801-31	0479-48-5681
24	人見医院	神栖市芝崎332	0299-96-0020
25	牧医院	神栖市神栖1-17-20	0299-92-7200
26	三井クリニック	神栖市平泉東3-21-4	0299-77-5247
27	武藤小児科医院	神栖市知手中央1-15-40	0299-96-0611
28	渡辺病院	神栖市土合本町2-9809-20	0479-48-2121
29	わたなべ眼科クリニック	神栖市溝口1654-1	0299-77-8772
30	かみす消化器内視鏡クリニック	神栖市大野原4-6-6	0299-92-8000
31	すずきクリニック	神栖市土合南1-11-14	0479-21-7971
32	ふかしばこどもクリニック	神栖市深芝南2-11-3	0299-95-7300
33	済生会土合クリニック	神栖市土合本町1-9108-3	0479-21-3321
34	皮フ科内科クリヤマクリニック	神栖市神栖1丁目17-1ソレイユプラザ	0299-91-1188
35	宝山ハートクリニック	神栖市太田4646-1	0479-21-5511

○浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

(令和4年2月28日現在)

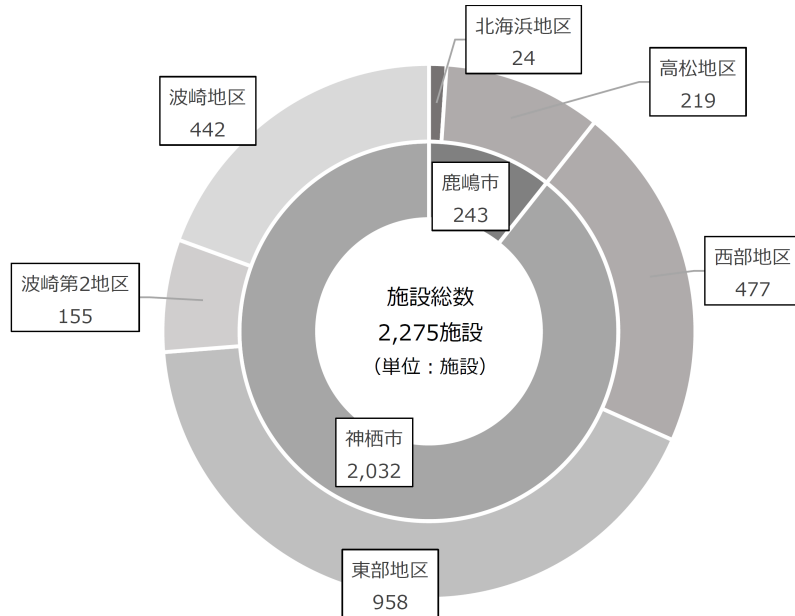
番号	施設名	施設の種別	所在地
1	小田医院	診療所	神栖市波崎 8635
2	永木外科胃腸科医院	診療所	神栖市矢田部 2959
3	人見医院	診療所	神栖市芝崎 332
4	鹿嶋ハートクリニック	診療所	神栖市平泉 1-168
5	にへいなかよしクリニック	診療所	神栖市平泉 1-74
6	小林歯科クリニック	歯科診療所	神栖市太田 396-13
7	スマイルデンタルオフィス	歯科診療所	神栖市太田 477-1
8	入江歯科診療所	歯科診療所	神栖市日川 3636-2
9	第二歯科医院	歯科診療所	神栖市平泉 2-17
10	ひとみ歯科医院	歯科診療所	神栖市堀割 1-5-6
11	Kichi-Kuro	障害者通所施設	神栖市下幡木 3919-47
12	デイサービスセンター 母里	通所介護	神栖市太田 568-27
13	小規模多機能型ホーム 母里	小規模多機能型住宅介護	神栖市太田 568-28
14	デイサービスセンター オレンジノート	通所介護	神栖市堀割 2-26-31
	グループホーム オレンジ庵	認知症対応型共同生活介護	
15	デイサービス 碧の郷	通所介護	神栖市息栖 3079-782
16	特別養護老人ホームはまなす	特別養護老人ホーム	神栖市日川 4112
		短期入所生活介護	
		ショートステイ	
		診療所	
17	はまなす第2ショートステイ	短期入所生活介護	神栖市日川 2978
18	介護老人保健施設ばんなん白光園	短期入所療養介護	神栖市賀 2148
	介護老人保健施設ばんなん白光園	介護老人保健施設	神栖市賀 2148
19	かわ野	有料老人ホーム	神栖市平泉 903-30
	デイサービスセンターやすべー	通所介護	
20	陽だまりの郷	有料老人ホーム	神栖市堀割 2-26-29
21	ピースフルライフ 太陽	サービス付き高齢者向け住宅	神栖市堀割 2-26-10
22	深芝保育園	幼保連携型認定こども園	神栖市深芝 2503
23	神栖第二あおぞら園	幼保連携型認定こども園	神栖市下幡木 742-1
24	神栖ベビーランド	保育所	神栖市下幡木 3929-9
25	ライフガーデン・神栖ベビールーム	小規模保育事業	神栖市平泉 2-106
26	萬徳寺保育園	幼保連携型認定こども園	神栖市平泉 2325-1
27	神栖市立石神幼稚園	幼稚園	神栖市石神 773-1
28	神栖市立太田小学校	小学校	神栖市太田 598-2
29	太田小児童クラブ	放課後児童クラブ	神栖市太田 598-2
30	神栖市登校支援教室いきいきかみす	教育施設	神栖市奥野谷 6405-1
31	グループホーム はさき寿長生の家	認知症対応型共同生活介護	神栖市波崎 5560-1
32	特別養護老人ホーム 白寿荘	特別養護老人ホーム	神栖市賀 2148-112
		短期入所生活介護	
		通所介護	
33	ふくしの介護センター	地域密着型通所介護	神栖市高浜 880
34	あんずデイサービス	地域密着型通所介護	神栖市下幡木 870
35	デイサービスセンター なごみ	地域密着型通所介護	神栖市波崎 6442-1
36	日川保育園	小規模保育事業	神栖市日川 903

〔消 防〕

○危険物施設の現況

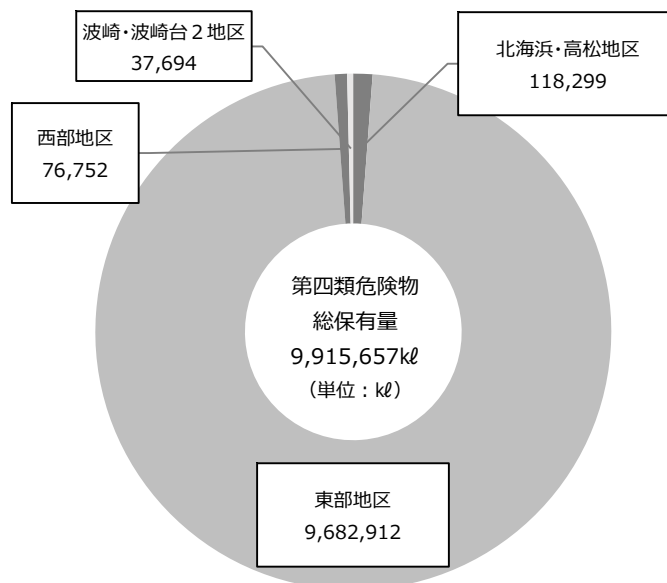
1 鹿島臨海工業地帯危険物施設数

(令和3年3月31日現在)



2 鹿島臨海工業地帯危険物（第四類）石油類保有量

(令和3年3月31日現在)



3 危険物施設数

(令和3年3月31日現在)

		神 栖 市	鹿 嶋 市			神 栖 市	鹿 嶋 市
製 造 所		116	6	取 扱 所	営 業 用 給 油	36	23
貯	屋 内	247	78		自 家 用 給 油	63	21
	屋 外 タ ン ク	1,174	77		船 舶 給 油	2	1
	屋 内 タ ン ク	1	4		鉄 道 給 油	1	1
蔵	地 下 タ ン ク	71	43		第 一 種 販 売	1	1
	移 動 タ ン ク	530	83		一 般	326	58
所	屋 外	102	20		移 送	42	0
	小 計	2,125	305		小 計	471	105
総 計							2,712

4 容量別屋外タンク貯蔵所数

(令和3年3月31日現在)

容量区分 (kℓ) \ 類 別	計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類
計	1,251		4	11	1,209	1	26
100未満	692		2	11	670	1	8
100以上 500未満	279				279		
500以上 1,000未満	77				63		14
1,000以上 5,000未満	78		2		72		4
5,000以上 10,000未満	38				38		
10,000以上 50,000未満	52				52		
50,000以上 100,000未満	19				19		
100,000以上 200,000未満	16				16		
200,000以上							

○消防団組織及び水利関係

1 消防団組織

(令和3年4月1日現在)

消防団本部	神栖市消防団
消防団長	1名
消防副団長数	8名
消防分団数	60個分団
消防団員数	911名
消防団車両	ポンプ車 18台 タンク車 1台 可搬式ポンプ 46台 積載車 41台

2 消防水利状況

(令和3年4月1日現在)

種別		市別	神栖市
消火栓	公設		1,912
防火水槽	公設 40 m ³ 以上		137
	公設 40 m ³ 未満		33
井	戸		1,524
計			3,606

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）自然斜面，人口斜面

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位 置	延長	勾配	高さ	保全人 家戸数
406-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	知手中央2	知手中央5丁目	360	30	12	43

箇所区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの分類は、傾斜 30° 以上、高さ5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署，学校，病院，駅，旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとし，同区域内に人家が1～4戸の場合は急傾斜地崩壊危険区域Ⅱとし，さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が100mを超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲとして調査した結果を表すものである。

○海岸防災林荒廃危険地区（民有林）

地 区 名	日川浜 須田 十町歩 松下 植松 舍利浜 舍利 豊ヶ浜
-------	-----------------------------

※国有林は該当なし

〔輸 送〕

○ヘリコプター発着場所

地域	優先度	発着場所	所在地	面積	施設管理者等
神栖地域	ランクA	息 栖 運 動 広 場	神栖市息栖2632-3	9,400㎡	施設管理課 0299-90-1153
		海 浜 運 動 公 園 多 目 的 広 場	神栖市南浜1-3	31,100㎡	①神栖市温水プール 0299-97-1177 ②文化スポーツ課 0299-77-7529
		神 之 池 陸 上 競 技 場	神栖市溝口4991	6,596㎡	①神栖市武道館 0299-96-7700 ②文化スポーツ課 0299-77-7529
		石 塚 運 動 広 場	神栖市日川4199	31,249㎡	
	ランクB	高 浜 運 動 広 場	神栖市高浜1483	21,394㎡	施設管理課 0299-90-1153
		神 栖 中 央 公 園 (東 芝 生 広 場)	神栖市木崎1203-9	6,050㎡	
		な さ か 夕 日 の 郷 公 園	神栖市下幡木4571-1	8,010㎡	施設管理課 0299-90-1153
波崎地域	ランクA	若 松 緑 地 サ ッ カ ー 場	神栖市砂山15	146,929㎡	①神栖市温水プール 0299-97-1177 ②文化スポーツ課 0299-77-7529
		土 合 運 動 公 園 野 球 場	神栖市土合北1-7-60	33,901㎡	①土合体育館 0479-48-0019 ②文化スポーツ課 0299-77-7529
		豊ヶ浜運動公園 野 球 場	神栖市波崎9579	31,310㎡	①波崎体育館 0479-44-5581 ②文化スポーツ課 0299-77-7529
	ランクB	利 根 公 園	神栖市波崎8386-1	16,537㎡	施設管理課 0299-90-1153
		波 崎 第 一 中 学 校	神栖市波崎7070	28,987㎡	①波崎第一中学校 0479-44-0271 ②教育総務課 0299-77-7212
		波 崎 第 四 中 学 校	神栖市土合北1-8-10	31,906㎡	①波崎第四中学校 0479-48-5123 ②教育総務課 0299-77-7212

○緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

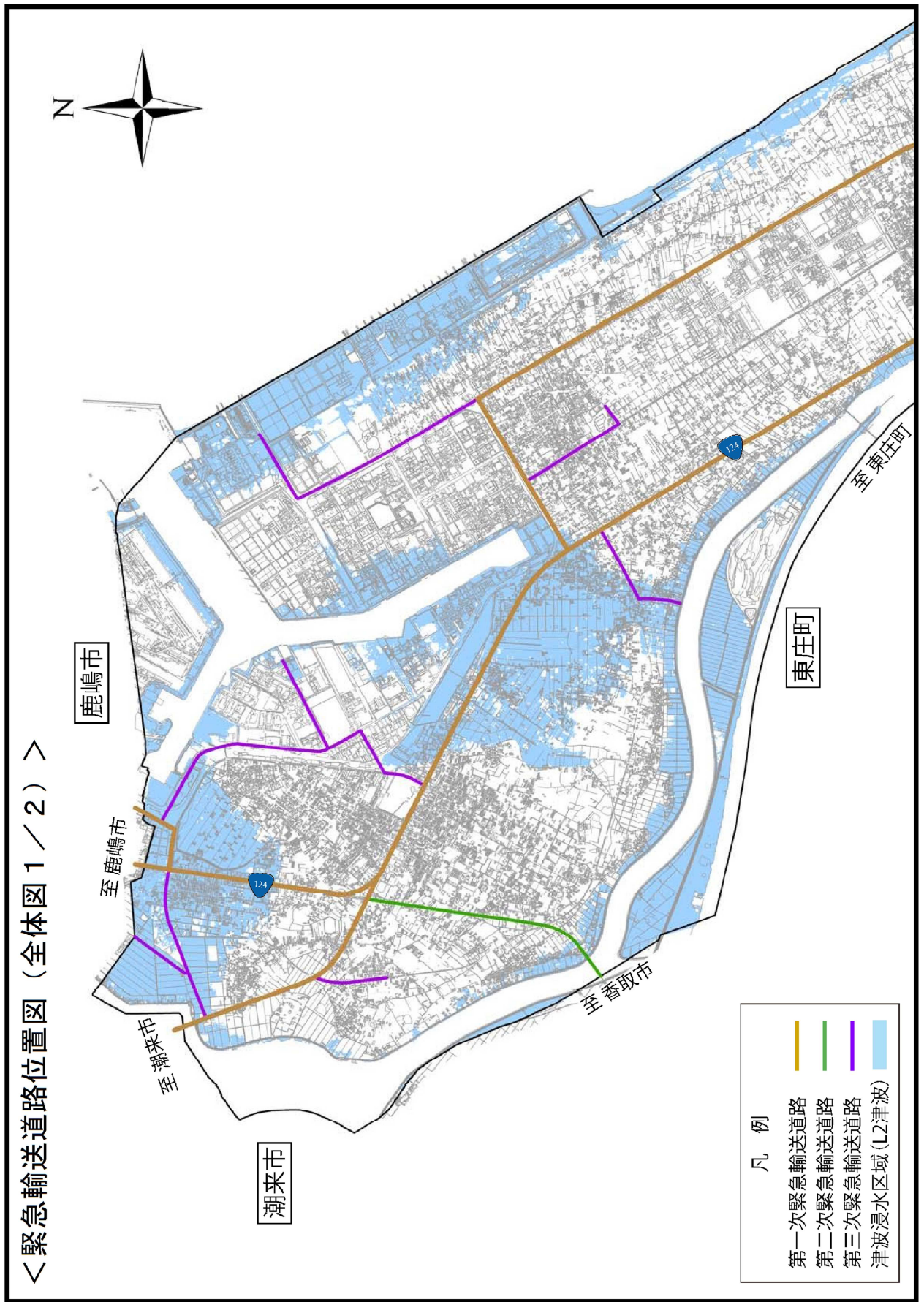
路線名	起点側	終点側
(一般国道)		
国道124号	神栖市県境(千葉県)から	鹿嶋市宮中国道51号(消防署南交差点)まで
(一般県道)		
深芝浜波崎線	神栖市知手一般県道奥野谷知手線交差から	神栖市波崎国道124号(銚子大橋入口交差点)まで
粟生木崎線	鹿嶋市粟生一般県道鹿島港線(粟生交差点)から	神栖市居切一般県道鹿島港潮来インター線交差まで
奥野谷知手線	神栖市奥野谷国道124号(知手交差点)から	神栖市知手一般県道深芝浜波崎線交差まで
鹿島港潮来インター線	神栖市居切一般県道粟生木崎線交差から	神栖市鰐川国道124号(掘割川交差点)まで
(主要地方道)		
水戸神栖線	行方市芹沢主要地方道小川銚田線(上山交差点)から	神栖市筒井国道124号(筒井東交差点)まで

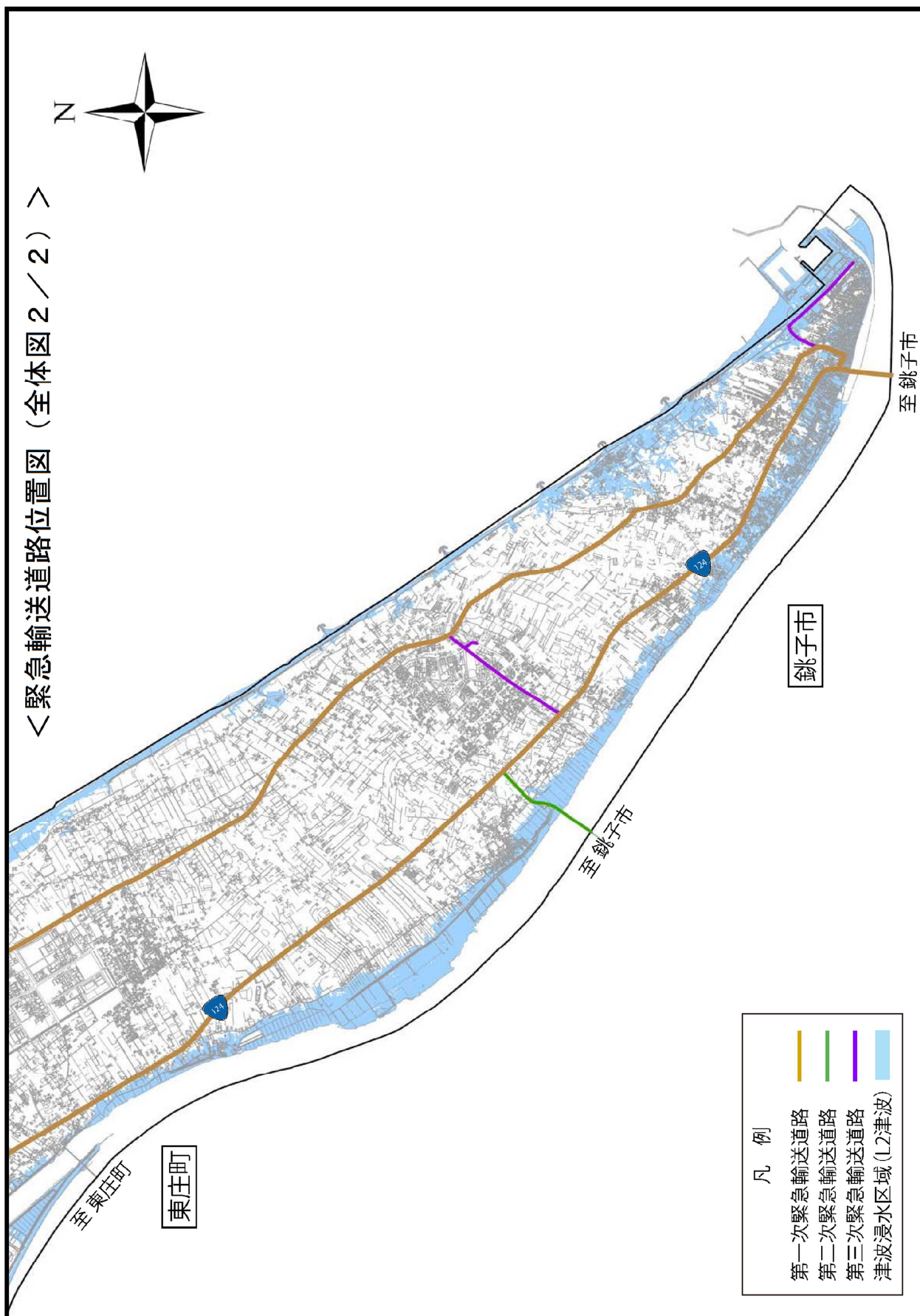
第二次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(一般県道)		
銚子波崎線	千葉県銚子市国道356号(かもめ大橋入口交差点)から	神栖市矢田部国道124号(かもめ大橋入口交差点)まで
(主要地方道)		
成田小見川鹿島港線	千葉県香取市国道356号(小見川大橋入口交差点)から	神栖市筒井国道124号(筒井北交差点)まで

第三次緊急輸送道路

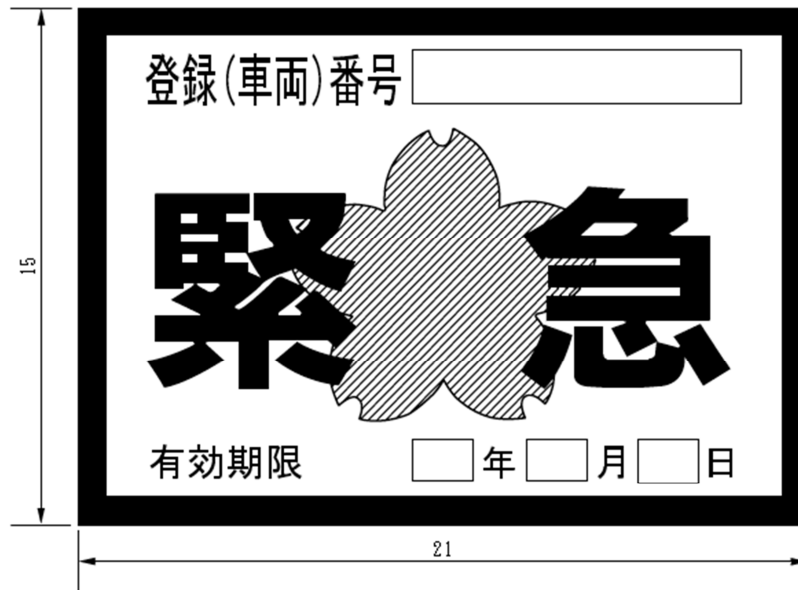
路線名	起点側	終点側
(一般県道)		
深芝浜波崎線	神栖市知手一般県道奥野谷知手線交差から	神栖市東和田神栖市道交差まで
須田奥野谷線	神栖済生会病院から	神栖市知手中央一般県道奥野谷知手線(南共発西交差点)まで
鹿島港潮来インター線	神栖市鰐川国道124号(掘割川交差点)から	神栖市下幡木主要地方道水戸神栖線(鰐川橋交差点)まで
谷原息栖東庄線	鰐川浄水場から	神栖市下幡木一般県道鹿島港潮来インター線(下幡木交差点)まで
(市道)		
神栖市道1-4号線	神栖市矢田部国道124号交差から	神栖市矢田部県道深芝浜波崎線まで
神栖市道6-9号線	神栖市筒井県道水戸神栖線交差から	白十字総合病院まで
神栖市道6-9号, 6-16号, 8-606号線	神栖市知手国道124号交差から	軽野港まで
神栖市道8-103, 8-1227号線	神栖市東和田一般県道深芝浜波崎線交差から	鹿島下水道事務所まで
神栖市道8-105, 8-108, 8-109号線	神栖市神栖一般県道粟生木崎線交差から	鹿島港湾事務所まで
神栖市道2239号線	神栖市土合北神栖市道1-4号から	鹿島労災病院まで





○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

〔応援協定等〕

○応援協定等一覧

令和4年2月28日現在

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
1	銚子市・波崎町消防相互応援協定	銚子市	昭和41年9月9日
2	神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定	三菱油化(株)鹿島事業所鹿島工場 外20社	昭和45年8月27日
3	神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定	住友金属工業(株)鹿島製鉄所 外10社	昭和54年10月1日
4	神栖町・潮来町消防相互応援協定	潮来町	平成5年9月9日
5	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内87市町村(神栖町を含む数字)	平成6年4月1日
6	神栖町と西部地区保安対策協議会との消防に関する応援協定	秩父小野田(株)東京支社 外29社	平成7年3月6日
7	全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定	七ヶ浜町(宮城)、聖籠町(新潟)、菊間町(愛媛)、上五島町(長崎)、喜入町(鹿児島)、東串良町(鹿児島)、与那城町(沖縄)	平成10年11月19日
8	災害時の医療救護についての協定	鹿嶋市、旭村、鉾田町、大洋村、波崎町、鹿嶋市郡医師会	平成13年1月15日
9	災害時における相互応援協定	北茨城市・大津漁業協同組合・波崎漁業協同組合	平成14年4月12日
10	災害時における業務協定	波崎漁業協同組合	平成14年4月18日
11	神栖市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業にかかる協定	鹿島南部地区消防事務組合	平成18年4月1日
12	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	平成19年3月1日
13	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	平成19年10月9日
14	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	(株)伊藤園	平成21年10月1日
15	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)鹿島三友鋼機	平成23年8月4日
16	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人恩賜財団済生会 神栖済生会病院	平成23年8月18日
17	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機レック(株)関東支店	平成23年10月14日
18	災害時における支援に関する協定	茨城県石油商業組合神栖支部	平成23年10月14日
19	災害時における情報通信に関する協定	アマチュア無線奉仕団神栖地区分団	平成23年10月14日
20	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島都市開発(株)	平成23年10月14日
21	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	幸武都市開発(株)	平成23年10月14日
22	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島アイビーホテル	平成23年10月14日
23	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿嶋パークホテル	平成23年10月14日
24	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	ホテルウィングインターナショナル鹿嶋	平成23年10月14日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
25	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(有)鹿島ポートホテル	平成23年10月14日
26	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(有)三宅商店	平成23年10月14日
27	国立大学法人筑波大学と神栖市との震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	国立大学法人筑波大学	平成23年11月29日
28	災害時における応急復旧に関する協定	神栖市総合建設業協会	平成23年12月5日
29	災害時における応急復旧に関する協定	神栖市管工事組合	平成23年12月5日
30	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(株)タイヨー	平成23年12月5日
31	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	鹿島食品(株)	平成23年12月5日
32	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(株)カスミ	平成23年12月5日
33	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(株)ベイシア	平成23年12月5日
34	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(株)セイミヤ	平成23年12月5日
35	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	木内製菓(株)	平成23年12月5日
36	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	協和商事(株)	平成23年12月5日
37	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	(有)ヤマイチレストランシステム	平成23年12月5日
38	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)うめはら	平成23年12月5日
39	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)かわたけ旅館	平成23年12月5日
40	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	常総開発工業株式会社	平成24年6月1日
41	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(有)郡司工業	平成24年6月1日
42	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	信越化学工業株式会社 鹿島工場	平成24年6月1日
43	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社石田丸漁業	平成24年6月1日
44	災害時等における食料・物資の提供に関する協定	利根コカ・コーラ ボトリング株式会社	平成24年6月1日
45	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	株式会社カインズ	平成24年6月1日
46	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年7月17日
47	災害時等における物資の提供に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年11月26日
48	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	平成24年11月26日
49	災害時等における機器・設備の提供に関する協定	かもめガス株式会社	平成24年11月26日
50	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	村上工業株式会社	平成24年11月26日
51	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	南部株式会社	平成24年11月26日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
52	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社姥貝組	平成24年11月26日
53	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社小松崎都市開発	平成24年11月26日
54	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島海上保安署	平成24年11月26日
55	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	村松 千代	平成24年11月26日
56	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高安 カツ子	平成24年11月26日
57	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	有限会社竹村清掃社	平成24年11月26日
58	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	鹿島信販株式会社	平成24年11月26日
59	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	株式会社池田清掃社	平成24年11月26日
60	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	城之内株式会社	平成24年11月26日
61	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	平本企業株式会社	平成24年11月26日
62	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	有限会社栄新サービス	平成24年11月26日
63	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	波崎クリーン株式会社	平成24年11月26日
64	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	株式会社さくら清掃社	平成24年11月26日
65	災害時等における道路等の応急復旧に関する協定	大平建設株式会社	平成24年12月21日
66	災害時等における道路等の応急復旧に関する協定	平成建設株式会社	平成24年12月21日
67	災害時における茨城県神栖市と千葉県市川市との相互応援に関する協定	市川市	平成25年1月30日
68	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	新日鐵住金株式会社 技術開発本部	平成25年2月12日
69	災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定	社団法人茨城県トラック協会 鹿行支部	平成25年4月15日
70	災害時等における物資の提供に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会鹿島支部	平成25年4月15日
71	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	平成25年5月22日
72	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	「廃棄物と環境を考える協議会」 加盟団体 65団体	平成25年7月12日
73	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 銚田市, 茨城県立鹿島特別支援学校	平成26年2月25日
74	災害時の歯科医療救護についての協定	神栖市歯科医師会	平成26年3月19日
75	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人白十字会 白十字看護専門学校	平成26年10月21日
76	災害時等における道路等の応急復旧に関する協定	浜口建設株式会社	平成26年10月21日
77	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	財務省関東財務局水戸財務事務所	平成27年4月30日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
78	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島地方事務組合	平成27年6月4日
79	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社あうん	平成27年6月18日
80	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	鹿島共同再資源化センター株式会社	平成27年6月18日
81	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高安 智彦	平成27年6月18日
82	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定	一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター	平成27年6月30日
83	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	平成27年12月18日
84	災害時における法律相談業務に関する協定	茨城県弁護士会	平成28年1月25日
85	災害時における放送要請に関する協定	鹿嶋市，エフエムかしま市民放送株式会社	平成28年11月11日
86	災害時における放送要請に関する協定	株式会社茨城放送	平成28年11月11日
87	大規模水害時における広域避難の連携に関する協定	潮来市，稲敷市，香取市	平成29年2月7日
88	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社ロクエイ	平成29年3月30日
89	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定	七ヶ浜町（宮城）、聖籠町（新潟）、知多市（愛知）、袖ヶ浦市（千葉）、川越町（三重）、新潟市（新潟）、坂出市（香川）、上越市（新潟）、中城村（沖縄）、富津市（千葉）	平成29年5月25日
90	地域貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 茨城総支社	平成29年5月29日
91	原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定	ひたちなか市	平成30年3月29日
92	原子力災害時における茨城町民の県内広域避難に関する協定書	茨城町	平成30年7月24日
93	神栖市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社	平成31年4月1日
94	スクールバス緊急避難場所の使用に関する協定	茨城県立鹿島特別支援学校	令和1年5月7日
95	災害発生時における水の提供等に関する協定	社会福祉法人恩賜財団済生会、神栖済生会病院	令和1年8月20日
96	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定	昭和産業株式会社鹿島工場	令和2年5月29日
97	災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	茨城県，県内市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする関係一部事務組合63団体，一般社団法人茨城県産業資源循環協会	令和2年6月1日
98	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	神栖市環境事業協同組合	令和2年7月1日
99	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和2年7月6日
100	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	エリアリンク株式会社／株式会社グリーンズ	令和2年9月23日
101	神栖市と日本郵便株式会社との包括連携協定	日本郵便株式会社 神栖郵便局	令和2年10月28日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
102	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	鹿島都市開発株式会社	令和2年12月15日
103	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年3月18日
104	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	有限会社アイケア	令和3年4月20日
105	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年6月30日
106	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	一般社団法人茨城県環境保全協会	令和3年10月28日
107	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	ジョイカルチャー株式会社	令和4年3月30日

〔条 例 等〕

○神栖市防災会議条例

(昭和37年12月8日)
(条 例 第 13 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、神栖市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 神栖市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 神栖市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は50人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長兼水防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するもの
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(実費弁償)

第5条 会長及び委員が職務のため旅行したときは、その実費を弁償する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年12月8日から施行する。

(波崎町の編入に伴う経過措置)

2 波崎町の編入の日前に、波崎町防災会議条例(昭和38年波崎町条例第4号)の規定により委嘱された委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

付 則(昭和48年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

付 則(昭和52年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、神栖町水防協議会条例(昭和56年神栖町条例第20号)の規定により委嘱された委員は、改正後の条例で委嘱されたものとみなす。

付 則(平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○神栖市災害対策本部条例

(昭和37年12月8日)
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、神栖市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和37年12月8日から施行する。

付 則(平成17年条例第33号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○茨城県災害救助法施行細則

別表第1（第3条）

（昭40規則70・全改、昭41規則35・昭42規則32・昭42規則82・昭43規則62・昭44規則52・昭46規則31・昭46規則58・昭47規則77・昭48規則67・昭49規則2・昭49規則51・昭50規則1・昭50規則53・昭52規則4・昭52規則58・昭53規則40・昭54規則40・昭55規則56・昭56規則76・昭58規則2・昭58規則36・昭59規則50・昭60規則65・昭61規則62・昭62規則53・昭63規則63・平元規則66・平2規則65・平3規則59・平4規則85・平5規則72・平6規則72・平7規則90・平10規則3・平10規則53・平11規則77・平13規則6・平14規則11・平15規則54・平16規則44・平17規則54・平18規則61・平19規則36・平19規則88・平20規則56・平21規則68・平22規則43・平24規則46・平25規則70・平26規則53・平27規則67・平28規則72・平29規則57・平30規則76・令元規則39・令3規則47・一部改正）

令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 「避難所」設置のため支出する費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の「避難所」については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 「避難所」での生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 法第4条第1項第1号の「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の「避難所」を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、当該救助を終了した日までの期間とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

（ア）建設型仮設住宅（建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（イ）建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、

労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

(オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型仮設住宅

(ア) 賃貸型仮設住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型仮設住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは

船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出できる費用は、季別（災害発生の日をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季	10月～3月	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季	10月～3月	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

(4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 「医療」のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「被災者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 「住宅の応急修理」は、災害のため、住家が半壊し若しくは半壊し自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

(3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次以内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円以内

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

(4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

(1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

(1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 「埋葬」のため支出する費用は、1体当たり大人 215,200 円、小人 172,000 円以内とする。
- (4) 「埋葬」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

- (1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うとする。
- (2) 「死体の搜索」のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 「死体の処理」のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,400 円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。
- (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者(法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理

キ 救助用物資の整理配分

- (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

14 救助事務費

- (1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

- (2) 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000 万円以下の部分の金額 100 分の 10

イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額 100 分の 9

ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額 100 分の 8

エ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額 100 分の 7

オ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額 100 分の 6

カ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額 100 分の 5

キ 5 億円を超える部分の金額 100 分の 4

- (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 項から第 13 項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第 2 に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

別表第 2(第 9 条)

(昭 40 規則 70・全改、昭 43 規則 62・昭 44 規則 52・昭 46 規則 31・昭 46 規則 53・昭 47 規則 77・昭 48 規則 67・昭 49 規則 51・昭 50 規則 53・昭 52 規則 4・昭 52 規則 58・昭 53 規則 40・昭 54 規則 40・昭 55 規則 56・昭 56 規則 76・昭 58 規則 2・昭 59 規則 50・昭 60 規則 65・昭 61 規則 62・昭 62 規則 53・昭 63 規則 63・平元規則 66・平 2 規則 65・平 3 規則 59・平 4 規則 85・平 5 規則 72・平 6 規則 72・平 7 規則 90・平 10 規則 3・平 10 規則 53・平 11 規則 77・平 12 規則 137・平 13 規則 6・平 14 規則 11・平 15 規

則 54・平 16 規則 44・平 19 規則 88・平 20 規則 56・平 21 規則 68・平 22 規則 43・平 24 規則 46・平 25 規則 70・平 27 規則 67・平 28 規則 72・平 29 規則 57・平 30 規則 76・令元規則 11・令 2 規則 54・令 3 規則 39・一部改正)

令第 5 条の規定による実費弁償

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師

1 人 1 日当たり 21,600 円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

1 人 1 日当たり 15,900 円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

1 人 1 日当たり 16,500 円以内

エ 救急救命士

1 人 1 日当たり 15,200 円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1 人 1 日当たり 16,500 円以内

カ 大工

1 人 1 日当たり 25,000 円以内

キ 左官

1 人 1 日当たり 25,800 円以内

ク とび職

1 人 1 日当たり 25,200 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに第 1 号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和 28 年茨城県条例第 56 号)に定める額以内とする。

2 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

[様式等]

○火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の事態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた 理 由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
軽 症		人				
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 ㎡
						建物焼損表面積 ㎡
						林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			世帯		気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力災害
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発 生 場 所						
事 業 所 名	特 別 防 災 区 域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	(月 日 時 分)			
消 防 覚 知 方 法	気 象 状 況					
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物 質 名				
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()					
施 設 の 概 要	危 険 物 施 設 の 区 分					
事 故 の 概 要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)		
			重症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
	事 業 所			自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			消 防 防 災 へ り こ プ タ ー	機 人		
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄 () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟		
		119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣の要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区分			被害					
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	田	流失・埋没	ha					
			冠水	ha		冠水	ha					
報告者名		畑	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha					
			冠水	ha		冠水	ha					
区分		被害		学	校	箇所						
区		分			道	路		箇所				
人的被害	死	者	人	そ	病	院	箇所					
	うち災害関連死者		人		橋	り	ょう		箇所			
	行方不明者		人		河	川			箇所			
	負傷者	重	傷		人	港	湾		箇所			
		軽	傷		人	砂	防		箇所			
住家被害	全	壊	棟	の	清	掃	施	設	箇所			
			世帯		崖	く	ず	れ	箇所			
			人		鉄	道	不	通	箇所			
	半	壊	棟		被	害	船	舶	隻			
			世帯		水	道		戸				
			人		電	話		回	線			
	一	部	破		損	棟	電	気		戸		
						世帯	ガ	ス		戸		
						人	ブ	ロ	ッ	ク	塀	等
	床	上	浸		水	棟	他	罹	災	世	帯	数
世帯				罹		災			者	数	人	
人				火		建			物	件		
非住家	公	共	建	物	棟	火	災	危		険	物	件
	その他		棟	生	そ		の	他	件			

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 共 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			1 1 9 番 通 報 件 数	件
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部, 消防団, 消防防災ヘリコプター, 消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について, その出動規模, 活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

○茨城県被害状況等報告要領

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年 月 日 時現在

保健福祉部 (障害福祉課)

施設区分	公立		私立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
生活訓練施設 (援 護 寮)							
福 祉 ホ ー ム							
グループホーム (地域生活援助事業)							
授 産 施 設							
共 同 作 業 所							
精神科デイケア施設							
そ の 他							
合 計							

(金額 単位：千円)

(報告系統) 市町村→保健福祉部医療救護班→本部

別表3

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1 一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統 市町村→廃棄物対策課→本部

2 医療救護活動状況

年 月 日 時現在

市町村	設置状況	現在ま での傷 者受 入数	医療救護チームの活動状況	不足する 医薬品等	後方医療 施設への 搬送状況	必要な支援
	ヶ所	人				

報告系統 保健所→保健福祉部総合調整班→本部

3 衛生関係施設等の被害状況報告書

(1) 医療施設（病院，一般診療所，歯科診療所）

年 月 日 時現在

名 称	住 所	被害状況	備 考

(2) 水道施設の被害状況

年 月 日 時現在

市町村名	水道名	現 在 給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況	原因	応急対策	備考

報告系統 保健所→保健福祉部医療救護班→本部

別表4 (様式第1号)

様式第1号 災害発生通知

災害発生通知

月 日 時

報告機関名： (担当：)

災害発生状況				被害状況					備考 (災害への 措置・ 対応状況 等)
災害の原因	発生日時	場所又は地 域	発生状況	被害作物	現在の生育過程	被害状態	被害程度	被害面積	

※「場所又は地域」は、大字名まで記入

別表5 (様式第2号第1表)

様式第2号 農業関係被害総括表 (速報 (第○報)・確定)

第1表 農業関係施設等被害 (速報 (第○報)・確定)

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

報告機関名：

		件数	被害額 (千円)	備考
営 農 施 設 等	共同利用施設			
	農業用ハウス			
	農業用倉庫・処 理加工施設等			
	畜産用施設			
	農業・畜産用機械			
	その他			
	計			

注1 「共同利用施設」には、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設を記入する。

2 「農業用ハウス」、「農業用倉庫・処理加工施設等」、「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないもののうち該当するものを記入する。

3 「農業用ハウス」には、農業用のパイプハウス、耐候性ハウス、ガラス温室等の施設を記入する。

4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、農作物倉庫、生産資材倉庫、農機具格納庫、処理加工施設、生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。

5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。

6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。

7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はこちらに記入する。

8 用途が複数の施設については、その主たる用途の欄に記入する。

別表6 (様式第2号第2表)

第2表 農作物物、樹体及び家畜等被害 (速報 (第○報)・確定)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
 災害名: 報告機関名:

		面積等	被害額 (千円)	備考
農作物	水陸稲	ha		
	麦類			
	雑穀, いも, 豆類			
	野菜			
	果樹			
	工芸作物			
	飼料用作物			
	花き			
	桑			
	茶			
計				
樹体	果樹	ha		
	桑樹			
	茶樹			
	計			
家畜等	家畜 (家きんを含む)	被害数量		
	畜産物			
	蚕繭			
	計			
在庫品		t		
合計				

注1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物をいう。

別表7 (様式第2号第3表 (その1))

農業関係被害内訳表 (速報 (第○報)・確定)

第3表 農作物被害 (その1) (速報 (第○報)・確定)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
 災害名: 報告機関名:

農作物等名	被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
	計	うち30%以上				
水陸稲	水稲					
	陸稲					
	計					
	小麦					
	大麦					
	裸麦					
	計					
雑穀・いも・豆類	かんしょ					
	ばれいしょ					
	だいず					
	えんどう					
	いんげん豆					
	あずき					
	ささげ					
	らっかせい					
計						
野菜	きゅうり					
	なす					
	トマト					
	キャベツ					
	ほうれんそう					
	ねぎ					
	計					

注1 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。

2 「備考」欄には、主な被害地域名 (または市町村名) 及び被害の態様等を記入する。

別表 8 (様式第 2 号第 3 表 (その 2))

第 3 表 農作物被害 (その 2) (速報 (第 0 報)・確定)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
 災害名: 報告機関名:

農作物等名	被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
	計	うち30%以上				
果樹	みかん	ha	ha	t	円	千円
	りんご					
	なし					
	もも					
	計					
工芸作物	たばこ					
	てんさい					
	さとうきび					
	なたね					
	こんにゃく					
飼料用作物	計					
	牧草					
	とうもろこし					
	えん麦					
花き	計					
	切花類					
	鉢物類					
	花木類					
	球根類					
	芝					
桑						
茶						
合計						

注 1 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。
 2 「備考」欄には、主な被害地域名 (または市町村名) 及び被害の態様等を記入する。

別表 9 (様式第 2 号第 4 表)

第 4 表 樹体被害 (速報 (第 0 報)・確定)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
 災害名: 報告機関名:

樹種名		被害程度別面積				単価	被害額	備考
		甚	中	軽	計			
果樹	みかん	成園	ha	ha	ha	ha	円	千円
		未成園						
		計						
	りんご	成園						
		未成園						
		計						
計								
	成園							
	未成園							
茶樹	成園							
	未成園							
	計							
合計								

注 1 「樹種名」欄の果樹については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。
 2 「備考」欄には、主な被害地域名 (または市町村名) 及び被害の態様等を記入する。
 3 「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。
 (1) 樹体損傷の程度
 ア 「甚」とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくははなはだしく裂けたもの、70%以上の主枝が裂け、若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
 イ 「中」とは、30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの
 ウ 「軽」とは、30%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等が若干折損しているか、これに準ずるもの
 (2) 落葉の程度
 ア 「甚」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
 イ 「中」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上70%未満と認められるもの
 ウ 「軽」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

別表10 (様式第2号第5表)

第5表 家畜等及び蚕繭被害 (速報 (第〇報)・確定)

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

家畜等及び蚕繭等		被害数量	単価	被害額	備考	
家畜等	乳牛	成牛 (生後1年以上)		円	千円	
		子牛 (生後1年未満)				
		計				
	肉用牛	成牛 (生後1年以上)				
		子牛 (生後1年未満)				
		計				
	豚	成豚 (生後100日以上)				
		子豚 (生後100日未満)				
		計				
	採鶏卵	成鶏 (ふ化後5ヶ月)				
		雛 (ふ化後5ヶ月未満)				
		計				
	ブロイラー					
	馬					
めん羊						
その他						
畜産物						
計						
蚕繭	かいこ					
	まゆ					
	計					
合計						

注 「備考」欄には、主な被害地域名 (または市町村名) 及び被害の態様等を記入する。

別表11 (様式第2号の(A))

様式第2号の(A)

農業共同利用施設被害(速報(第〇報)・確定)報告書

(地方公共団体以外の者が所有する共同利用施設)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名: 報告機関名:

区分	施設名	全壊			大破 (損害割合70%以上100%未満)			中破 (損害割合30%以上70%未満)			小破 (損害割合30%未満)			計			備考 (作物名・被害内容被害地域、 被害団体名等を記入)
		件数	面積	被害額 千円	件数	面積	被害額 千円	件数	面積	被害額 千円	件数	面積	被害額 千円	件数	面積	被害額 千円	
農業協同組合所有のもの (連合会を含む)																	
	小計																
	小計																
その他所有のもの																	
	小計																
	小計																
合計																	
	小計																
	計																

- 1 区分欄は、耕種関係、畜産関係、蚕糸関係、入植関係等と記入する。
- 2 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設備の場合は台数を記入する。
- 3 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。
- 4 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表12（様式第2号の（B））

様式第2号の（B）

（農業）地方公共団体施設等被害（速報（第○報）・確定）報告書

（地方公共団体が所有する施設及び農業・畜産用機械）

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

1 施設

区分・施設名	共同・非共同の別	全壊		大破 (損害割合70%以上100%未満)		中破 (損害割合30%以上70%未満)		小破 (損害割合30%未満)		計		備考
		件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	
耕種	共同・非共同											
畜産	共同・非共同											
蚕糸	共同・非共同											
	共同・非共同											
共同利用施設 計												
非共同利用施設 計												
施設 計												

1 記入上の注意事項は、農業共同利用施設被害概況（確定）報告書に準ずる。

2 区分・施設名の欄には、各区分及び施設の固有の名称を記入する。

2 農業・畜産用機械

区分	種別	全壊		大破 (損害割合70%以上100%未満)		中破 (損害割合30%以上70%未満)		小破 (損害割合30%未満)		計		備考
		台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	
農業・畜産用機械 計												

1 記入上の注意事項は、農業・畜産用機械被害概況（確定）報告書に準ずる。

2 区分・種別名の欄には、各区分及び機械種別名を記入する。

別表13 (様式第2号の(C))
様式第2号の(C)

農業非共同利用施設被害 (速報 (第〇報)・確定) 報告書
(共同利用施設以外の施設)

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
災 害 名: 報告機関名:

区分	施設名	全壊			大破 (損害割合70%以上100%未満)			中破 (損害割合30%以上70%未満)			小破 (損害割合30%未満)			計			備考 (作物名・被害内容 被害地域, 被害農家 数等を記入)
		件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	
	小計																
	小計																
	小計																
合計																	
	計																

- 1 区分欄は、耕種関係、畜産関係、蚕糸関係、入植関係等と記入する。
- 2 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設備の場合は台数を記入する。
- 3 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。
- 4 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表14 (様式第2号の(D))

様式第2号の(D)

農業・畜産用機械被害(速報(第〇報)・確定)報告書

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名: 報告機関名:

区分	施設名	全壊		大破 (損害割合70%以上100%未満)		中破 (損害割合30%以上70%未満)		小破 (損害割合30%未満)		計		備考 (作物名・被害内容被害地域、被害農家数等を記入)
		件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	
	小計											
	小計											
	小計											
合計												
	計											

- 1 区分欄は、耕種関係、畜産関係、蚕糸関係、入植関係等と記入する。
- 2 地方公共団体が所有又は管理するものは除く(これらについては(農業)地方公共団体施設等被害(速報(第〇報)・確定)報告書により報告する)。
- 3 施設に付帯する機械設備は除く(これらについては農業非共同・共同利用施設被害(速報(第〇報)・確定)報告書により報告する)。
- 4 調査対象は、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用機械とする。
- 5 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表15（様式第2号の（E）市町村用）

様式第2号の（E）

農作物被害（速報（第〇報）・確定）報告書

市町村用

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 市町村名：

作物名	被害程度別面積 (収穫皆無換算面積) ・小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入						収穫皆無換算面積計 A	平均単収 B	被害減収量 C= A×B×10 (1kg未満切捨)	単価 D	被害金額 C×D /1,000 (千円未満切捨)	被害内容	被害地域	被害状況			救済対策の方向
	被害程度 30%未満	被害程度 30%以上 50%未満 (40%)	被害程度 50%以上 70%未満 (60%)	被害程度 70%以上 90%未満 (80%)	被害程度 90%以上 100%以下 (95%)	計								農業者数	被害農業者数	率	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	kg/10a	kg	円/kg	千円			戸	戸	%	
合計																	

1 収穫皆無換算面積とは、次の式で算出される面積とする。 ※農業者数等の合計は延べ数でなく実数
 収穫皆無換算面積＝被害程度別面積×被害率
 上記の式における被害率は、被害程度30%以上50%未満の場合40%を、50%以上70%未満の場合60%を、70%以上90%未満の場合80%を、90%以上100%以下の場合95%を用い、30%未満の場合は、判定の困難性を考慮し一般算定から除いて災害の都度別途算定する。
 2 平均単収及び単価は、毎年度当初に定めたものを使用する。(米麦等農業共済の対象作物については、その定める基準収穫によるところが望ましい。)単位が、Kg/10a、円/Kg以外の作物は、適宜単位を修正する。
 3 被害内容は、冠水、倒伏、落葉、葉の損傷等の被害内容を記入する。
 4 被害地域は、旧市町村名又は大字名で記入する。

別表16 (様式第2号の(E) 農林事務所用)
様式第2号の(E)

農作物被害 (速報 (第〇報)・確定) 報告書

農林事務所用

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在
災害名: 農林事務所:

作物名	被害程度別面積 (収穫皆無換算面積) ・小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入						収穫皆無換算面積計 A	平均単収 B	被害減収量 C= A×B×10 (1kg未満切捨)	単価 D	被害金額 C×D /1,000 (千円未満切捨)	被害内容	被害市町村	被害状況			救済対策の方向
	被害程度 30%未満	被害程度 30%以上 50%未満 (40%)	被害程度 50%以上 70%未満 (60%)	被害程度 70%以上 90%未満 (80%)	被害程度 90%以上 100%以下 (95%)	計								農業 者数	被害農 業者数	率	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	kg/10a	kg	円/kg	千円			戸	戸	%	
合計																	

1 収穫皆無換算面積とは、次の式で算出される面積とする。 ※農業者数等の合計は延べ数でなく実数
 収穫皆無換算面積=被害程度別面積×被害率
 上記の式における被害率は、被害程度30%以上50%未満の場合40%を、50%以上70%未満の場合60%を、70%以上90%未満の場合80%を、90%以上100%以下の場合95%を用い、30%未満の場合は、判定の困難性を考慮し一般算定から除いて災害の都度別途算定する。
 2 平均単収及び単価は、毎年度当初に定めたものを使用する。(米麦等農業共済の対象作物については、その定める基準収獲によるところが望ましい。)単位が、Kg/10a、円/Kg以外の作物は、適宜単位を修正する。
 3 被害内容は、冠水、倒伏、落葉、葉の損傷等の被害内容を記入する。
 4 市町村の報告書の写しを付すこと。

別表17 (様式第2号の(F))

様式第2号の(F)

樹体被害 (速報 (第○報)・確定) 報告書

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名:

報告機関名:

樹種名	区分名	甚 (損害割合70%以上)			中 (損害割合30%以上70%未満)			軽 (損害割合30%未満)			計			備考 (被害内容, 被害地域, 被害農家数等を記入)
		本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	
	成園													
	未成園													
	小計													
	成園													
	未成園													
	小計													
	成園													
	未成園													
	小計													
	成園													
	未成園													
	小計													
	成園													
	未成園													
	小計													
合計	成園													
	未成園													
	小計													

- 1 「樹種名」欄の果樹については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。
- 2 「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。
 - (1) 樹体損傷の程度
 - ア 「甚」とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくははなはだしく裂けたもの、70%以上の主枝が裂け、若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
 - イ 「中」とは、30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの
 - ウ 「軽」とは、30%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等が若干折損しているか、これに準ずるもの
 - (2) 落葉の程度
 - ア 「甚」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
 - イ 「中」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上70%未満と認められるもの
 - ウ 「軽」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

別表18（様式第2号の（G））

様式第2号の（G）

家畜・畜産物被害（速報（第○報）・確定）報告書

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

(1) 家畜の被害

家畜名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害 農業者数	備考（農家別内訳）
乳用牛	成牛（生後1年以上）			千円				
	子牛（生後1年未満）							
	計							
肉用牛	成牛（生後1年以上）							
	子牛（生後1年未満）							
	計							
豚	成豚（生後100日以上）							
	子豚（生後100日未満）							
	計							
採卵鶏	成鶏（ふ化後5ヶ月）							
	雛（ふ化後5ヶ月未満）							
	計							
肉用鶏（ブロイラーに係るものを除く）								
ブロイラー								
馬								
めん羊								
山羊								
その他（ ）								
計								

※被害内容欄には、死亡、廃用、疾病障害等ごとに主な原因を具体的に記載する。
例：浸水・流失による死亡、降雪による畜舎倒壊に伴う瀕死（骨折）による廃用等

(2) 畜産物の被害

畜産物名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害 農業者数	備考（農家別内訳）
				千円				
計								

別表19（様式第2号の（H））

様式第2号の（H）

養蚕被害（速報（第〇報）・確定）報告書

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

			被害戸数	被害数量	減収繭数量	減収見込金額	備考
掃	立	前	戸	箱	トン	千円	
1		令					
2		令					
3		令					
4		令					
前		半					
5		令					
後		半					
繭	}	上蔭からの出荷					
		その他					
計							

別表20（様式第2号の（I））

様式第2号の（I）

在庫品被害（速報（第〇報）・確定）報告書

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災 害 名： 報告機関名：

対象区分	在庫品名	被害数量	被害額	被害内容	被害地域	被害組合数	備考（被害組合名等）
む）農業協同組合（連合会を含む）が所有又は管理するもの		t	千円				
	計						

- 被害数量は原則としてt単位とするが、単位の変更を要する場合は適宜修正し、変更した単位を数量の末尾に追記する。
- 被害内容欄には、主な被害状況を記載する（流出・冠水など）。
- 記載に当たっては、家畜・畜産物被害概況（確定）報告書等の他報告書と二重計上にならないよう注意する。

別表21（様式第2号の（J））

様式第2号の（J）

林業施設等被害（速報（第〇報）・確定）報告書

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

(1) 治山関係

種別		被害状況	数量	被害額	備考
林地 荒廃		山地崩壊	ヶ所	千円	
		海岸防災林	ヶ所		
治山 施設		山地治山施設	ヶ所		
		海岸治山施設	ヶ所		
		計			

(2) 林道関係

種別		被害状況	路線数	箇所数	延長	被害額	備考
		林地荒廃			m	千円	
		(橋梁・トンネル)			m		

1 橋梁・トンネル欄には、林道施設の内数として橋梁・トンネル被害を記入すること。

(3) 林産関係

種別		被害状況	数量	被害額	備考
林産施設		木材加工流通施設	ヶ所	千円	
		特用林産施設	ヶ所		
		苗畑施設	ヶ所		
		計			

別表22 (様式第2号の(K))

様式第2号の(K)

林産物等被害(速報(第○報)・確定)報告書

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名: 報告機関名:

種別	事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額(千円)	備考
				浸水	流失埋没	折損枯損	計		
林産物	木材	立木		m ³					
		素材		m ³					
		製材		m ³					
	薪炭	薪炭原木		m ³					
		黒炭		m ³					
		木炭		俵					
		薪		m ³					
	特用林産物	しいたけ		kg					
		わさび		kg					
		しいたけほだ木		本					
		竹(材)		束					
種苗			本						
			ha						
森林組合及び森林組合連合会の在庫品 ()				()					
その他									
計									

- 1 事業主体名欄には森組、農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合、会社、個人別にそれぞれの被害件数、被害状況、被害額を記入すること。
- 2 森林組合及び森林組合連合会の在庫品については、具体的な林産物名とその単位を()内に記入すること。

別表23 (様式第2号の(L))

様式第2号の(L)

水産関係被害 (速報 (第○報)・確定) 報告書

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名: 報告機関名:

1. 施設等被害

(A) 漁船

金額単位: 千円

区分	滅失			大破			中破			小破			計			備考
	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	
無動力船																
動力船	5 t 未満															
	5 t 以上															
計																

(B) 漁具

種類	滅失		大破		中破		小破		計				備考	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額		
計														

(C) 養殖施設

養殖物種類	養殖方法	滅失		大破		中破		小破		計				備考
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額	
計														

(D) 漁場

市町村名	漁業権の免許番号	事業主体名	堆積土砂・漂流物の種類	被害の規模			被害額	備考	
				面積 (m ²)	数量	単位		平均堆積高等	被害額等の算出基礎
計									

(E) その他

①非共同利用施設

施設名	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

②地方公共団体施設

施設名	事業主体数	数量	単位	被害額	備考
計					

別表23（様式第2号の（L））続き

2. 水産物等被害

(A) 水産物

①養殖物

金額単位：千円

養殖物の種類	養殖方法	経営体数	数量	単位	単価	被害額	備考
計							

②その他の水産物

種類	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

(B) 水産業協同組合在庫品

種類	数量	単位	被害額	備考
計				

3. 漁港施設等被害

(A) 漁港・海岸

漁港名 又は地区名	事業主体	施設名	被災数量	復旧見込工事費	備考 (築造事業名年度)
計					

(B) 共同利用施設

被災施設名 及び所在地	所有主体名 及び所在地	被災概況 (被災箇所及び被災程度等)	被害額
計			

別表24 (様式第2号の(M))

様式第2号の(M)

農地・農業用施設被害被害 (速報 (第〇報)・確定) 報告書

災害発生日: 年 月 日 調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名: 報告機関名:

工種	事務所	市町村	関係改良区等	箇所数	発生場所	被害内容	被害額 (千円)
農地	田						
	畑						
ため池							
頭首工							
水路							
揚水機	排水機場						
	用水機場						
	用排水機場						
堤防							
道路							
橋梁							
農地保全施設							
集落排水施設							
計							

○防災ヘリコプター緊急運航要請書

消 防 覚 知	年 月 日 () 時 分
要 請 機 関 名	TEL 発信者
災 害 内 容	(1)救急 (2)救助 (3)火災防御 (4)災害応急(調査・広報) (5)その他
通 報 内 容	
航空隊に要請する 活 動 内 容	
発 生 時 間	年 月 日 () 時 分
発 生 現 場	市町村 地内 (目 標) (座標) ※世界測地系 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒
緊 急 離 着 陸 場	
現 場 と の 連 絡 手 段	消防無線 (主運用波 5、統制波 1、統制波 2、統制波 3) 現場指揮呼出 () 緊急離着陸場呼出 () 携帯電話
現 場 指 揮 者	所属・職氏名
現 地 の 気 象 条 件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
そ の 他 必 要 事 項	※災害概要、活動状況、活動方針、水利、受入体制、要救助者人数、状態等を記載 ※現場詳細図等、必要に応じ図面を添付すること

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117
FAX 029-857-8501
防災FAX 8-620-300

受信者

(午後5時15分～翌朝8時30分迄の要請)

防災・危機管理部 防災・危機管理課 029-301-2879
FAX 029-301-2898
防災FAX 8-600-8300

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重		
		氏名		年齢	歳	性別		体重		
	症状 状態									
	離着陸場	搬送元				搬送先				
	同乗者	医師	氏名			体重				
			氏名			体重				
			氏名			体重				
	搬送先医療機関	所在地 名称 連絡先	TEL 担当者							
	搬送先医療機関 管轄消防本部				無線呼出					
	搬送先緊急離着陸場				支援隊無線呼出					
	搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先	TEL 担当者								
	必要資器材	※積載する機材の数量・大きさ・重量・電源（口数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載 仕様が分かる図面があれば添付								
	その他必要事項									

災害等速報

1 要請活動種別	(1)救急(2)救助(3)災害応急(調査・広報)(4)火災防御(5)その他		
2 要請者			
3 発生場所			
4 発生日時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 ()	要請 方法	電話・FAX その他 ()
5 事故概要			
6 死傷者等	死者(性別・年齢) 計 名	負傷者等 うち重症	名 名
	行方不明 名	中等症 軽症	名 名
7 要救護者数 (見込み)	救助人員		名
8 活動状況			
9 その他 参考事項			
報告者氏名	活動従事者		

○被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

番 号
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況	人口	全壊世帯数	半壊世帯数	床上浸水世帯数	備考
災害発生場所 (町・字名)	人	世帯	世帯	世帯	
合計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

〔水防関係〕

○神栖市水防準備配備要領

(総則)

第1条 常時勤務から水防体制への切替えを确实迅速に行い水防計画に定める水防「非常配備体制」に入るまでの水防活動を行うものとする。

(構成要員及び人員配置)

第2条 構成要員は、土木部関係各課員とし、情報、連絡、観測、報告等に支障をきたさない程度の人員を配置する。

(配備体制時期)

第3条 配備始期は、水戸地方気象台から次の通報があったときとする。

大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、大津波警報、波浪警報

若しくは大雨、洪水、高潮、津波、波浪に関する注意報が発表され、本部長が必要と認めるとき。

2 配備終期は、前記予報が解除されたとき、又は水防計画に定める水防「非常配備体制」に入ったときとする。

(水防業務)

第4条 管内の気象状況を把握し関係各機関と水防体制上必要な事項の相互連絡指示等の事務を行う。

関係機関名

- (1) 県防災・危機管理課
- (2) 国土交通省及びその出先機関
- (3) 神栖警察署

2 土木部内の情報連絡

土木部関係各課相互間において下記事項について情報連絡を行う。

- (1) 水防準備配備の開始及び解除の伝達
- (2) 雨量及び各河川の水位並びに海岸潮位の観測
- (3) 被害状況（公共土木施設、一般被害）の報告及び受理

3 報告

県防災・危機管理課

(時間外配備)

第5条 時間外に第3条の予報が発令され又は発令が予測されるときは、配備要員は自動的に配備につくものとし引継を完了するまで勤務するものとする。

○(河川施設災害・水防活動・一般被害・避難)状況報告書

水防管理団体名				月 日 時 分現在				
河川施設災害状況	位置	()川 (左、右)岸 ()km (上、下) ()m ()地先		一般被害状況	一般被害の有無等 有、無、不明、調査中「 ()市町村 ()日 ()時 ()分発表、			
		はっきりしない場合 目標物 ()から (上、下)流へ約 ()m			流出家屋	戸	死者	人
	種別	堤防、高水敷、()水門・樋管、()			床上浸水	戸	行方不明	人
	現象	亀裂、漏水、法崩れ、越水、破堤、洗掘、破損 ()			床下浸水	戸	負傷者	人
	災害規模	① 延長 ()m、② 幅 ()m、③ 箇所数 ()ヶ所 ④ 漏水量 (多、少)、⑤ 越水深 ()m、⑥ 調査中「 ⑦ ()			避難状況	避難の有無等 有、無、不明、調査中「 ()市町村 ()日 ()時 ()分避難命令発令 ()地区の住民約 ()名 ()場所へ避難 ()地区の住民約 ()名が ()場所に孤立状態で ()が救援中		
水防活動状況	作業状況	作業実施開始、作業実施中、作業完了、調査中「 ()」		その他				
	開始日時	()日 ()時 ()分						
	完了日時	()日 ()時 ()分						
	水防工法	木流し、むしろ張り、シート張り、土のう積、月の輪、五徳縫い、折返し、釜段工 その他 ()						
動	施行規模							
状	作業人員	水防団 ()人	消防団 ()人	国土交通省 協力業者 県・市町村 ()人	第1報告者 氏名 () ()水防管理団体	第1受報者 氏名 () ()土木事務所	第1報告完了時刻	日時分
況	応援の有無	有、無	所見		第2報告者 氏名 () ()土木事務所	第2受報者 氏名 () ()河川課	第2報告完了時刻	日時分

注) 1 本情報は水防管理団体が情報を受けた時、直ちに本様式にもとづき土木事務所等に連絡すること。

2 各項目において、調査中の場合は次回報告見込み日時を各々の「 」欄に記入し、伝達すること。

補助様式（出水）－ 1

出水概況

都道府県： 月 日 時現在

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近
地先名	都道府県 市町村 地先	都道府県 市町村 地先	都道府県 市町村 地先
発生日時	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分
出水の概況			

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近
地先名	都道府県 市町村 地先	都道府県 市町村 地先	都道府県 市町村 地先
発生日時	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分
出水の概況			

※各都道府県は情報を入手したら（部分的情報でも）直ちに治水課に報告すること

↓	発信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
	受信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

○水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

○水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏川裏策対	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ	
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい	
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒	
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ	
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう	
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹	
	川表策対	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
漏水	川表対策	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗	掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	掘	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り裏面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端く裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
裏 の 崩 壊	き 裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		崩 壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川
	くい打ち積み土のう工		裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工		裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工		裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土のう工		つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工		裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

○重要水防箇所

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先	料杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
鰯川	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰯川	1.75K-7m ～1.50K+50m	193	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 月の輪
	越水(溢 水) 基礎地盤 漏水	B B 要	左	茨城県神栖市鰯川	1.50K+50m ～1.25K-71m	371	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 積み土のう 月の輪
	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰯川	1.25K-71m ～0.75K	429	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰯川	0.75K ～0.50K-27m	277	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	越水(溢 水) 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰯川	0.50K-27m ～0.50K-53m	26	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰯川	0.50K-53m ～0.50K-64m	11	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
常陸利 根川 (外浪 逆浦)	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市下幡 木	2.25K ～2.00K+42m	208	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	越水(溢 水) 水衡・洗 掘(波浪)	B B	左	茨城県神栖市下幡 木	2.00K+42m ～2.00K-117m	159	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市下幡 木	2.00K-117m ～1.75K-3m	136	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	(重点) 越水(溢 水) 水衡・洗 掘(波浪)	B B	左	茨城県神栖市賀	1.75K-3m ～1.75K-118m	115	危険箇所 計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市賀	1.75K-118m ～1.50K	132	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	越水(溢 水) 水衡・洗 掘(波浪)	B B	左	茨城県神栖市賀	1.50K ～1.25K-74m	324	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市賀	1.25K-74m ～0.50K+31m	645	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	越水(溢 水) 水衡・洗 掘(波浪)	B B	左	茨城県神栖市賀	0.50K+31m ～0.50K-87m	118	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市賀村	0.50K-87m ～0.25K	163	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	(重点) 越水(溢 水)	B	右	茨城県神栖市賀村	0.25K-80m ～0.00K	170	危険箇所 計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
常陸利 根川 (常陸 川)	水衡・洗 掘(波浪)	B	左	茨城県神栖市賀村 ～息栖	12.25K-9m ～12.25K-50m	41	水衡・洗掘対策が必要な 箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市賀村 ～息栖	12.25K-102m ～11.75K+146m	252	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	水衡・洗 掘(波浪) 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市息栖	11.75K+146m ～11.75K+85m	61	水衡・洗掘対策が必要な 箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市賀村 ～息栖	11.75 K+85m ～10.50K-100m	1,435	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市息栖	10.50K-100m ～9.50K-23m	923	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	基礎地盤 漏水	B	左	茨城県神栖市息栖 ～石神	9.50K-23m ～8.50K	977	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	基礎地盤 漏水	B	左	茨城県神栖市石神	6.75K ～5.75K+58m	942	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市萩原	5.75K+58m ～5.50K+25m	283	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 月の輪
	基礎地盤 漏水 水衡・洗 掘 旧川跡	B B 要	左	茨城県神栖市萩原	5.50K+25m ～5.50K-25m	50	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 水衡・洗掘対策が必要な 箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り 月の輪
	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市萩原	5.50K-25m ～5.50K-113m	88	堤体の変状が生じる恐れ がある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 月の輪

資料編

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先	軒杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
常陸利根川 (常陸川)	基礎地盤漏水	B	左	茨城県神栖市萩原	5.50K-113m ～5.00K+46m	341	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市萩原	5.00K+46m ～4.75K	296	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市萩原 ～横瀬	4.75K ～1.00K+110m	3,640	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市賀	12.50K ～12.50K-41m	41	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市賀	12.50K-91m ～12.25K+40m	119	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市息栖	10.00K ～9.75K+45m	205	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	旧川跡	要	右	茨城県神栖市息栖 (小見川開門水路)	9.00K+306m ～9.00K+190m	116	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市息栖	9.00K+190m ～9.00K+135m	55	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤体漏水	B	右	茨城県神栖市高浜 ～石神	8.00K ～7.00K+10m	990	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県神栖市石神	7.00K+10m ～7.00K	10	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	越水(溢水)	B B	右	茨城県神栖市石神	7.00K ～7.00K-37m	37	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市石神	6.75K-84m ～6.50K	166	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	越水(溢水)	B	右	茨城県神栖市石神	6.50K ～6.25K+136m	114	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県神栖市萩原 (萩原開門水路)	5.00K+1200m～5.0 0K+738m	462	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	堤体漏水	B	右	茨城県神栖市萩原 (萩原開門上流)	5.00K+738m～5.00 K+650m	88	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤体漏水	B	右	茨城県神栖市萩原 (萩原開門下流)	5.00K+650m～5.00 K+475m	175	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B B	右	茨城県神栖市萩原 (萩原開門水路)	5.00K+475m～5.00 K+83m	392	危険箇所 計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	堤体漏水	B	右	茨城県神栖市萩原	5.00K+83m～5.00K +25m	58	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県神栖市萩原	5.00K+25m～5.00K -57m	82	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	堤体漏水	B	右	茨城県神栖市萩原	5.00K-57m ～4.50K-72m	515	堤体の変状が生じる恐れがある箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市萩原 ～日川	4.50K-72m ～4.25K-20m	198	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪
	堤体漏水 水衡・洗掘(波浪) 旧川跡	B B 要	右	茨城県神栖市萩原 ～日川	4.25K-20m ～4.00K	230	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 水衡・洗掘対策が必要な箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪
	水衡・洗掘(波浪) 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市日川	4.00K ～3.50K+56m	444	水衡・洗掘対策が必要な箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪
	水衡・洗掘(波浪) 旧川跡	A 要	右	茨城県神栖市日川	3.50K+56m ～3.25K-100m	406	水衡・洗掘対策が必要な箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪
	水衡・洗掘(波浪)	A	右	茨城県神栖市日川	3.25K-100m ～3.00K+86m	64	水衡・洗掘対策が必要な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	水衡・洗掘(波浪)	A	右	茨城県神栖市日川	3.00K-19m ～3.00K-40m	21	水衡・洗掘対策が必要な箇所	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	旧川跡	要	右	茨城県神栖市日川	2.75K-42m ～2.25K+26m	432	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市日川	2.25K+26m ～2.25K	26	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪	

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
	種別	階級		地先	桁杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所			
常陸利根川 (常陸川)	旧川跡	要	右	茨城県神栖市日川	2.25K ～2.00K+45m	205	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪	
	水衡・洗掘(波浪) 旧川跡	要	右	茨城県神栖市日川	2.00K+45m ～2.00K+14m	31	水衡・洗掘対策が必要な箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪	
	旧川跡	B	右	茨城県神栖市日川	2.00K+14m ～2.00K-112m	126	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪	
	旧川跡	要	右	茨城県神栖市横瀬	1.50K+54m ～1.50K-120m	174	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪	
	堤体漏水 旧川跡	B	右	茨城県神栖市横瀬	1.50K-120m ～1.25K+20m	110	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪	
	旧川跡	B	右	茨城県神栖市横瀬 ～太田	1.25K+20m ～0.75K-100m	620	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り	
	※当箇所のうち、1.00K+80m～0.75K-43mは利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所(漏水B)となっている											
	堤体漏水 旧川跡	B	右	茨城県神栖市太田	0.75K-100m ～0.50K	150	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪	
	堤体漏水 旧川跡	B	右	茨城県神栖市太田	0.50K ～0.25K+80m	170	堤体の変状が生じる恐れがある箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り —	
	※当箇所は利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所(漏水B)となっている											
	旧川跡	要	右	茨城県神栖市太田	0.25K+80m ～0.25K+67m	13	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	—	
	※当箇所は利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所(漏水B)となっている											
利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	千葉県 香取市小見川～ 茨城県 神栖市石神	26.00上37～ 24.00	1,912	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に係る変状が生じるおそれのある箇所 はん濫危険水位設定箇所(横根観測所)	香取市 神栖市	香取土木事務所 潮来土木事務所	小見川	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工	
	越水(溢水)	B	左	茨城県 神栖市石神	24.00～ 24.00下96	89	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市石神	24.00下96～ 23.75上96	54	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 月の輪	
	越水(溢水)	B	左	茨城県 神栖市石神～萩原	23.75上96～ 22.50下82	1,409	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市萩原	22.50下82～ 22.50下118	36	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満旧河道跡	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 月の輪	
	越水(溢水)	B	左	茨城県 神栖市萩原	22.50下118～ 22.25上10	126	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう	
	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤 漏水	B B B	左	茨城県 神栖市萩原	22.25下10～ 21.50上68	725	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に係る変状が生じるおそれのある箇所	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工	
	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤 漏水 旧川跡	B B B 要注意	左	茨城県 神栖市萩原	21.50上68～ 21.50上29	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に係る変状が生じるおそれのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工	
	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤 漏水	B B B	左	茨城県 神栖市萩原～日川	21.50上29～ 20.75	848	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に係る変状が生じるおそれのある箇所	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工	
	越水(溢水)	B	左	茨城県 神栖市日川～横瀬	20.75～ 19.50上98	1,289	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう	
	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市横瀬～太田	19.50上98～ 18.50上117	1,130	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	神栖市	潮来土木事務所	小見川	積土のう 月の輪	
	工作物	B	左	茨城県 神栖市太田	18.50	1カ所	利根川河口堰管理橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	神栖市	潮来土木	小見川	—	
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市太田	18.50上117～ 18.50上89	31	旧河道跡	神栖市	潮来土木	小見川	月の輪	
利根川 越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市太田	18.50上39～ 17.25上6	1,754	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	神栖市	潮来土木	小見川 銚子	積土のう 月の輪		

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先	軒杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市太田	17.25上6～ 16.50上38	972	旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市太田	16.25上21～ 16.00上63	238	旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市太田 ～矢田部	16.00上63～ 15.00上95	938	旧河道跡 R1利根川左岸矢田部築 堤嵩上外工事	神栖市	潮来土木	銚子	シート張り 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	15.00上95～ 14.50上30	548	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 月の輪
	(重点) 越水(溢 水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	14.50上30～ 13.50下6	831	(特に堤防が低い) 計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	13.50下6～ 12.50	674	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 月の輪
	越水(溢 水) 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	12.50～ 12.00	337	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	12.00～ 11.25下50	747	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	11.25下50 ～10.75下91	538	旧河道跡 R1利根川左岸矢田部築 堤嵩上外工事	神栖市	潮来土木	銚子	シート張り 月の輪
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	10.75下91～ 10.50	161	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	10.50～ 10.50下84	73	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 水衡・洗 掘 旧川跡	A B B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	10.50下84～ 10.50下107	19	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 堤防前面の河床が深掘れ にならない程度洗掘され ているがその対策が未施 工 旧河道跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 木流し、む しろ張り 月の輪
	越水(溢 水) 堤体漏水 水衡・洗 掘	A B B	左	茨城県 神栖市矢田部	10.50下107～ 10.25上13	112	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所 堤防前面の河床が深掘れ にならない程度洗掘され ているがその対策が未施 工	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う 木流し、む しろ張り
	越水(溢 水) 堤体漏水	A B	左	茨城県 神栖市矢田部	10.25上13～ 10.25下84	83	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 堤体の変状が生じるおそ れのある箇所	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 杭打積土の う

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先	杆杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
利根川	水衡・洗掘 新堤防	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	10.25下84～ 10.00下85	229	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 R1利根川左岸矢田部築堤工事（推進費）	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り シート張り
	水衡・洗掘	B	左	茨城県 神栖市矢田部	10.00下85～ 10.00下125	40	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り
	水衡・洗掘 新堤防	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	10.00下125～ 9.75下59	185	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 R1利根川左岸東海築堤工事	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り シート張り
	水衡・洗掘	B	左	茨城県 神栖市矢田部	9.75下59～ 9.75下92	32	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り
	水衡・洗掘 新堤防	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	9.75下92～ 9.75下118	25	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 R1利根川左岸東海築堤工事	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り シート張り
	水衡・洗掘	B	左	茨城県 神栖市矢田部	9.75下118～ 9.00上39	628	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り
	水衡・洗掘 新堤防	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	9.00上39～ 9.00下46	93	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 H29利根川左岸清水排水樋管新設工事	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り シート張り
	水衡・洗掘 旧川跡 新堤防	B 要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	9.00下46～ 8.75上106	108	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡 H29利根川左岸清水排水樋管新設工事	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り 月の輪 シート張り
	水衡・洗掘 旧川跡	B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.75上106～ 8.50上120	260	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り 月の輪
	水衡・洗掘 旧川跡 新堤防	B 要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.50上120～ 8.50下65	202	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡 R1利根川左岸東海築堤工事	神栖市	潮来土木	銚子	木流し、むしろ張り 月の輪 シート張り
	越水（溢水） 水衡・洗掘 旧川跡	A B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.50下65～ 8.25下69	273	計算水位が現況堤防高（または現況地盤高）を越える箇所 堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 木流し、むしろ張り 月の輪
	水衡・洗掘 旧川跡 新堤防	B 要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.25下69～ 8.00上116	69	堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡 R1利根川左岸仲新田築堤工事	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 木流し、むしろ張り 月の輪
	越水（溢水） 水衡・洗掘 旧川跡	A B 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.00上116～ 8.00上78	40	計算水位が現況堤防高（または現況地盤高）を越える箇所 堤防前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているがその対策が未施工 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 木流し、むしろ張り 月の輪
	越水（溢水） 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.00上78～ 8.00上7	77	計算水位が現況堤防高（または現況地盤高）を越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先	桁杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
利根川	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.00上7～ 8.00下112	113	旧河岸跡 R 1 利根川左岸仲新田築 堤工事	神栖市	潮来土木	銚子	シート張り 月の輪
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	8.00下112～ 7.75上18	114	旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.75上18～ 7.75下18	34	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.75下18～ 7.75下67	47	旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.75下67～ 7.50下91	276	旧河岸跡 R 1 利根川左岸石津築堤 工事	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪 シート張り
	旧川跡	要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.50下91～ 7.25上114	50	旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.25上114～ 7.25上27	96	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.25上27～ 7.25下84	123	旧河岸跡 R 1 利根川左岸石津築堤 工事	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪 シート張り
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.25下84～ 7.25下117	36	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.25下117～ 7.00上22	122	旧河岸跡 R 1 利根川左岸石津築堤 工事	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪 シート張り
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	7.00上22～ 6.75下76	379	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	6.75下76～ 6.50上22	165	旧河岸跡 R 2 利根川左岸荒波築堤 工事(臨特)	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪 シート張り
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	6.50上22～ 6.50下43	68	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	6.50下43～ 6.25上76	133	旧河岸跡 R 2 利根川左岸荒波築堤 工事(臨特)	神栖市	潮来土木	銚子	月の輪 シート張り
	越水(溢 水) 旧川跡	A 要注意	左	茨城県 神栖市矢田部	6.25上76～ 3.00下53	3,088	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所 旧河岸跡	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう 月の輪
	越水(溢 水)	A	左	茨城県 神栖市波崎	3.00下53～ 2.75下98	199	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう
	(重点) 越水(溢 水)	A	左	茨城県 神栖市波崎	2.75下98～ 1.50下9	1,021	(特に堤防が低い)計算 水位が現況堤防高(また は現況地盤高)を 越える箇所	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう
	越水(溢 水)	A	左	茨城県 神栖市波崎	1.50下9～ 1.25下71	272	計算水位が現況堤防高 (または現況地盤高)を 越える箇所	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう
	越水(溢 水)	B	左	茨城県 神栖市波崎～波崎 新港	1.25下71～ 0.00	849	計算水位と現況堤防高 (または現況地盤高)の 差が余裕高未満	神栖市	潮来土木	銚子	積土のう
高潮	B		茨城県神栖市北浜 ～日川	港湾区域	5,753	堤防高不足	神栖市	鹿島港湾		積土のう	

〔その他〕

○市防災行政無線設置一覧

1 同報系 防災行政無線局放送施設及び屋外受信施設一覧表

(令和4年3月31日現在)

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
	親局	神栖市役所	溝口 4991-5
	遠隔制御装置	鹿島地方事務組合	溝口 4991-5
	遠隔制御装置	波崎総合支所	波崎 6530
1	1	鰐川第1受信所	鰐川 690-74
2	2	居切第1受信所	鰐川 25-208
3	3	居切第2受信所	堀割二丁目 55-87
4	4	居切第3受信所	下幡木 4072-59
5	5	下幡木第1受信所	下幡木 872
6	6	下幡木第2受信所	下幡木 1185-1
7	7	深芝第1受信所	深芝 468
8	8	深芝第2受信所	深芝 561
9	9	深芝第3受信所	深芝 2953-2
10	10	深芝第4受信所	深芝南三丁目 8
11	11	深芝第5受信所	深芝 2630
12	12	深芝第6受信所	深芝 2752-5
13	13	深芝第7受信所	平泉東三丁目 25
14	14	平泉第1受信所	平泉 527-46
15	15	平泉第2受信所	平泉 2-79
16	16	平泉第3受信所	平泉 1078-48
17	17	平泉第4受信所	平泉 302-17
18	18	平泉第5受信所	平泉 2637-1
19	19	平泉第6受信所	平泉 2500-1
20	20	平泉第7受信所	平泉東二丁目 40-1
21	21	平泉第8受信所	筒井 1664-4
22	22	筒井第1受信所	筒井 2-77
23	23	筒井第2受信所	平泉 2708
24	24	筒井第3受信所	筒井 1375-2
25	25	筒井第4受信所	筒井 1422-135
26	26	賀第1受信所	賀 281-1
27	27	賀第2受信所	賀 2018
28	28	立野第1受信所	賀 2109-2
29	29	立野第2受信所	賀 2108-132
30	30	息栖原第1受信所	息栖 2834-7
31	31	息栖原第2受信所	息栖 2822-70
32	32	息栖第1受信所	息栖 2632-3
33	33	息栖第2受信所	息栖 2815-7
34	34	息栖第3受信所	息栖 2881-2
35	35	息栖第4受信所	息栖 2448
36	36	息栖第5受信所	息栖 3040-117
37	37	息栖第6受信所	息栖 1127-24
38	38	神栖第1受信所	神栖一丁目 1203-23
39	39	泉町第1受信所	神栖三丁目 1222-78
40	40	泉町第2受信所	神栖四丁目 2802-260
41	41	大野原第1受信所	大野原四丁目 182-41

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
42	42	大野原第 2 受信所	大野原四丁目 467-30
43	43	大野原第 3 受信所	大野原七丁目 2583-9
44	44	大野原第 4 受信所	大野原中央三丁目 3843-7
45	45	大野原第 5 受信所	大野原中央二丁目 2726-3
46	46	大野原第 6 受信所	大野原中央五丁目 1361-5
47	47	大野原第 7 受信所	大野原中央六丁目 1396-9
48	48	大野原第 8 受信所	大野原中央四丁目 3801-54
49	49	大野原第 9 受信所	息栖 3950-399
50	50	高浜第 1 受信所	高浜 2542-47
51	51	高浜第 2 受信所	高浜 2472-1
52	52	高浜第 3 受信所	高浜 939
53	53	浜松第 1 受信所	大野原三丁目 324-1
54	54	新港第 1 受信所	大野原一丁目 2479-34
55	55	新港第 2 受信所	大野原中央一丁目 626-6-K
56	56	木崎第 1 受信所	木崎 2406-564
57	57	木崎第 2 受信所	木崎 804
58	58	亀の甲団地第 1 受信所	田畑 438-12
59	59	田畑第 1 受信所	田畑 378-K
60	60	溝口第 1 受信所	溝口 669
61	61	溝口第 2 受信所	溝口 5329-2
62	62	溝口第 3 受信所	溝口 4618-2
63	63	奥野谷第 1 受信所	奥野谷 4210
64	64	奥野谷第 2 受信所	知手 3081-5
65	65	奥野谷第 3 受信所	知手 3061-61
66	66	奥野谷第 4 受信所	横瀬 1276-25
67	67	知手第 1 受信所	知手 2620
68	68	知手第 2 受信所	知手 2950-21
69	69	柳堀第 1 受信所	溝口 5821
70	70	柳堀第 2 受信所	萩原 10-1
71	71	柳堀第 3 受信所	知手 705
72	72	一貫野第 1 受信所	知手 73-2
73	73	一貫野第 2 受信所	溝口 4539-41
74	74	石神第 1 受信所	石神 699-2
75	75	石神第 2 受信所	石神 212-2
76	76	芝崎第 1 受信所	芝崎 344-1
77	77	萩原第 1 受信所	萩原 811-2
78	78	日川第 1 受信所	日川 3744
79	79	日川第 2 受信所	日川 1112-3
80	80	日川第 3 受信所	日川 1277-1-K
81	81	日川第 4 受信所	日川 4199-1
82	82	日川第 5 受信所	日川 4334
83	83	横瀬第 1 受信所	横瀬 940-1
84	84	横瀬第 2 受信所	横瀬 866
85	85	横瀬第 3 受信所	横瀬 765-49
86	86	横瀬第 4 受信所	知手 2974-103
87	87	横瀬第 5 受信所	横瀬 1181-45
88	88	横瀬団地第 1 受信所	横瀬 958-118
89	89	横瀬団地第 2 受信所	横瀬 2966-69
90	90	知手中央仲町第 1 受信所	知手中央十丁目 4860-35
91	91	知手中央仲町第 2 受信所	知手中央六丁目 4805-139-K

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
92	92	知手中央仲町第3 受信所	知手中央八丁目 1181-72
93	93	知手中央東町第1 受信所	知手中央二丁目 4726-93
94	94	知手中央東町第2 受信所	知手中央六丁目 4805-21
95	95	知手中央東町第3 受信所	知手中央五丁目 3406-33
96	96	奥野谷浜第1 受信所	南浜 1-3
97	97	奥野谷浜第2 受信所	南浜 1-2
98	98	奥野谷浜第3 受信所	奥野谷 5990
99	99	奥野谷浜第4 受信所	奥野谷 6122-2
100	100	奥野谷浜第5 受信所	奥野谷 5958-2
101	101	知手浜第1 受信所	知手 3428-52
102	102	知手浜第2 受信所	知手中央二丁目 3409-117
103	103	知手浜第3 受信所	知手中央三丁目 3409-215
104	104	知手浜第4 受信所	知手 3489-23
105	105	知手浜第5 受信所	知手 4372-13
106	106	知手浜第6 受信所	知手 3704
107	107	知手浜東団地第1 受信所	知手 4678-180
108	108	知手浜東団地第2 受信所	知手 4678-71
109	109	日川浜第1 受信所	日川 2034-44
110	110	日川浜第2 受信所	日川 2034-81
111	111	日川第6 受信所	日川 1918-224
112	112	日川第7 受信所	日川 1699-25
113	113	奥野谷第5 受信所	奥野谷 4463-5
114	114	木崎第3 受信所	木崎 1203-10
115	115	木崎第4 受信所	木崎 1203-9
116	116	木崎第5 受信所	木崎 1219-7
117	117	木崎第6 受信所	木崎 1346-4
118	118	深芝第8 受信所	東深芝 13-2
119	150	神栖市役所	溝口 4991-5
120	200	波崎総合支所	波崎 6530
121	201	若ノ松第1 受信所	柳川 3138
122	202	北若松第1 受信所	柳川 3933
123	203	北若松第2 受信所	柳川 4091-8
124	204	北若松第3 受信所	柳川 3010-212
125	205	北若松第4 受信所	砂山 1357-69
126	206	二本松第1 受信所	柳川 1358
127	207	高砂第1 受信所	柳川中央一丁目 9-10
128	208	高砂第2 受信所	柳川 1616-3
129	209	高砂第3 受信所	柳川 660
130	210	相生第1 受信所	柳川 1214-2
131	211	相生第2 受信所	柳川 397-5
132	212	相生第3 受信所	須田 4117
133	213	須田浜第1 受信所	須田 2984-2
134	214	西須田第1 受信所	須田 3806-1
135	215	西須田第2 受信所	須田 4370
136	216	須田団地第1 受信所	砂山 15
137	217	須田団地第2 受信所	須田 2044-106
138	218	須田団地第3 受信所	太田 360-1
139	219	須田団地第4 受信所	若松中央二丁目 47
140	220	仲須田第1 受信所	須田 4470
141	221	東須田第1 受信所	須田 3083-2

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
142	222	東須田第2受信所	須田 686-7
143	223	東須田第3受信所	須田 3575
144	224	西宝山第1受信所	太田 2988-16
145	225	西宝山第2受信所	太田 3421-2
146	226	西宝山第3受信所	太田 3289-4
147	227	西宝山第4受信所	太田 4511-1
148	228	東宝山第1受信所	太田 598-2
149	229	太田新町第1受信所	太田新町五丁目 3-1
150	230	太田新町第2受信所	太田新町二丁目 2-10
151	231	太田新町第3受信所	太田新町一丁目 1-3
152	232	西押揚第1受信所	太田 309-6
153	233	西押揚第2受信所	太田 204-10-K
154	234	西押揚第3受信所	太田 496-21
155	235	西押揚第4受信所	太田 389-6
156	236	東押揚第1受信所	太田 233-1
157	237	東押揚第2受信所	太田 108-12
158	238	日和山第1受信所	太田 1550-1
159	239	日和山第2受信所	太田 1977-1
160	240	十町歩第1受信所	矢田部 13266-5
161	241	十町歩第2受信所	矢田部 12740-7-K
162	242	十町歩第3受信所	矢田部 12434
163	243	西松下第1受信所	矢田部 12390-1
164	244	西松下第2受信所	矢田部 12051-1
165	245	東松下第1受信所	矢田部 11349-13
166	246	東松下第2受信所	矢田部 9694-2
167	247	東松下第3受信所	矢田部 11823-1
168	248	土合西第1受信所	土合北二丁目 9821-3
169	249	土合西第2受信所	矢田部 10239-3
170	250	土合西第3受信所	土合西一丁目 10000-1814
171	251	押植第1受信所	矢田部 9479-1
172	252	押植第2受信所	矢田部 8578-3
173	253	土合本町中第1受信所	土合本町四丁目 9809-2
174	254	土合本町中第2受信所	土合北一丁目 8762-1
175	255	土合本町中第3受信所	矢田部 8883-4
176	256	土合本町中第4受信所	土合本町三丁目 9809-15
177	257	土合本町中第5受信所	土合本町二丁目 9928-9
178	258	土合南第1受信所	土合南三丁目 10000-144
179	259	土合南第2受信所	土合南二丁目 10000-830
180	260	土合東第1受信所	土合東二丁目 10000-1744
181	261	川尻第1受信所	矢田部 4747-7
182	262	川尻第2受信所	矢田部 4785
183	263	川尻第3受信所	矢田部 4365-1
184	264	西前宿第1受信所	太田 1888-47
185	265	西前宿第2受信所	矢田部 4095-5
186	266	上中第1受信所	矢田部 5969-1
187	267	上中第2受信所	矢田部 3024
188	268	東海第1受信所	矢田部 7144-3
189	269	清水第1受信所	矢田部 7803-19
190	270	清水第2受信所	矢田部 847
191	271	仲新田第1受信所	矢田部 600

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
192	272	松本第1受信所	波崎 801
193	273	松本第2受信所	波崎 631
194	274	松本第3受信所	波崎 2077
195	275	舍利浜第1受信所	波崎 9606-52
196	276	内出第1受信所	波崎 3409
197	277	仲舍利第1受信所	波崎 5061-1
198	278	石津第1受信所	波崎 1141-1
199	279	石津第2受信所	波崎 1196-52
200	280	荒波第1受信所	波崎 2700
201	281	別所第1受信所	波崎 4568-1
202	282	別所第2受信所	波崎 5185-1
203	283	高野第1受信所	波崎 3826-1
204	284	本郷第1受信所	波崎 9602-5
205	285	本郷第2受信所	波崎 6441-5
206	286	本郷第3受信所	波崎 7437
207	287	本郷第4受信所	波崎 7355-20
208	288	浜新田第1受信所	波崎 7745
209	289	浜新田第2受信所	波崎 8141-2-K
210	290	本新町第1受信所	波崎 8308-1
211	291	本新町第2受信所	波崎 8386-1
212	292	明神前第1受信所	波崎 8974-1
213	293	明神前第2受信所	波崎 8759-3
214	294	明神前第3受信所	波崎 8826
215	295	東明神町第1受信所	波崎 9577
216	296	西仲島第1受信所	波崎 9377-1
217	297	東町第1受信所	波崎 9572-1
218	298	東宝山第2受信所	太田 683-130
219	299	西前宿第3受信所	矢田部 13151
220	300	十町歩第4受信所	矢田部 12655-30
221	301	東松下第4受信所	矢田部 9459-23
222	302	浜新田第3受信所	波崎 9596
223	303	若ノ松第2受信所	砂山 1014-322
224	304	相生第4受信所	柳川 786
225	305	西松下第3受信所	矢田部 12002-12

○防災相互通信用無線局一覧

令和4年3月31日現在

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
神 栖 市	ぼうさいかみす 1	ML	5	鹿島地方事務組合消防本部
	” 2	”	5	神栖市役所
鹿島臨海地区 石油コンビナート 等特別防災区域無 線連絡協議会 神栖市溝口 4991-5 神栖市役所	かしまとくさい かみす	FB	5	神栖市役所
	” 2~3	ML	1	
	かしまとくさい しょうぼう	FB	5	鹿島地方事務組合消防本部
	” 2~6	ML	1	
	かしまとくさい かしま	FB	5	鹿嶋市役所
	” 2	ML	1	
	かしまとくさい ほあんしょ	”	1	鹿島海上保安署
	かしまとくさい こうわん	”	1	鹿島港湾事務所
	かしまとくさい けいさつ 1	”	1	神栖警察署
	かしまとくさい けいさつ 2	”	1	鹿嶋警察署
	かしまとくさい かせき 1, 2, 4	”	1	鹿島石油株式会社
	かしまとくさい えむしーしー 1~2	”	1	三菱ケミカル株式会社
	かしまとくさい きょうし 1~3	”	1	鹿島共同施設株式会社
	かしまとくさい さんきゅう	”	1	山九株式会社
	かしまとくさい でいーあいしー 1~2	”	1	D I C株式会社
	かしまとくさい かおう 1~2	”	1	花王株式会社
	かしまとくさい しょうわ	”	1	昭和産業株式会社
	かしまとくさい さいろ	”	1	全農サイロ株式会社
	かしまとくさい ふとう 2~5	”	1	鹿島埠頭株式会社
	かしまとくさい にっぽんせいてつ 1~5	”	1	日本製鉄株式会社
	かしまとくさい にってつぶつりゅう 2	”	1	日鉄物流鹿島株式会社
	かしまとくさい だいけい	”	1	日鉄大径鋼管株式会社

(注) FB : 基地局 ML : 陸上移動局

○ I P無線機整備状況

令和4年3月31日現在

IP無線機設置施設・グループ一覧

個別 番号	設置施設	グループ番号・名称										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		避難所 避難場所	応急 対応	防災 安全課	水道 課	道路 整備課	下水道 課	農林 課	社会 福祉課	教育 総務課	市民 生活課	水産・ 地域 整備課
1	防災安全課	○	○	○								
2	防災安全課	○	○	○								
3	防災安全課	○	○	○								
4	防災安全課	○	○	○								
5	水道課		○		○							
6	水道課		○		○							
7	水道課		○		○							
8	道路整備課		○			○						
9	道路整備課		○			○						
10	道路整備課		○			○						
11	下水道課		○				○					
12	下水道課		○				○					
13	下水道課		○				○					
14	農林課		○					○				
15	農林課		○					○				
16	農林課		○					○				
17	社会福祉課	○	○						○			
18	社会福祉課	○	○						○			
19	社会福祉課	○	○						○			
20	教育総務課		○							○		
21	教育総務課		○							○		
22	教育総務課		○							○		
23	市民生活課	○	○								○	
24	波崎総合支所・防災センター（災害対策室）	○	○								○	
25	水産・地域整備課		○									○
26	水産・地域整備課		○									○
27	水産・地域整備課		○									○

個別 番号	設 置 施 設	グループ番号・名称										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		避難所 避難場所	応急 対応	防災 安全課	水道 課	道路 整備課	下水道 課	農林 課	社会 福祉課	教育 総務課	市民 生活課	水産・ 地域 整備課
28	かみす防災アリーナ（防災安全課室）	○	○									
29	神栖中央公園	○										
30	神栖済生会病院											
31	白十字総合病院											
32	波崎総合支所・防災センター	○										
33	神栖市保健・福祉会館	○										
34	はさき福祉センター	○										
35	矢田部公民館	○										
36	若松公民館	○										
37	はさき生涯学習センター	○										
38	平泉コミュニティセンター	○										
39	大野原コミュニティセンター	○										
40	うずもコミュニティセンター	○										
41	波崎東ふれあいセンター	○										
42	かみす防災アリーナ	○										
43	神栖市教育センター	○										
44	歴史民俗資料館	○										
45	神栖市中央公民館及び文化センター	○										
46	神栖市武道館	○										
47	神栖市民体育館	○										
48	波崎体育館	○										
49	土合体育館	○										
50	うずも幼稚園	○										
51	石神幼稚園	○										
52	大野原幼稚園	○										
53	須田幼稚園	○										
54	舎利保育園	○										
55	平泉児童センター	○										
56	高齢者ふれあいセンターむつみ荘	○										
57	神栖市ふれあいセンター「湯楽々」	○										

個別 番号	設置施設	グループ番号・名称										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		避難所避難場所	応急対応	防災安全課	水道課	道路整備課	下水道課	農林課	社会福祉課	教育総務課	市民生活課	水産・地域整備課
58	息栖小学校	○										
59	軽野小学校	○										
60	軽野東小学校	○										
61	大野原小学校	○										
62	横瀬小学校	○										
63	大野原西小学校	○										
64	深芝小学校	○										
65	波崎小学校	○										
66	波崎西小学校	○										
67	植松小学校	○										
68	やたべ土合小学校	○										
69	太田小学校	○										
70	須田小学校	○										
71	柳川小学校	○										
72	神栖第一中学校	○										
73	神栖第二中学校	○										
74	神栖第三中学校	○										
75	神栖第四中学校	○										
76	波崎第一中学校	○										
77	波崎第二中学校	○										
78	波崎第三中学校	○										
79	波崎第四中学校	○										
80	神栖高等学校	○										
81	波崎高等学校	○										
82	波崎柳川高等学校	○										

○指定文化財一覧

指定区分	種類	名 称	所在地	管理者
国	建造物	山本家住宅	奥野谷	山本信三郎
県	彫 刻	木造 釈迦涅槃像	波 崎	神善寺
県	彫 刻	木造 大日如来座像	波 崎	神善寺
県	天然記念物	波崎の大タブ	波 崎	神善寺
県	天然記念物	ウチワサボテン群生地	太 田	教育委員会
市	建造物	釈迦堂	波 崎	神善寺
市	絵 画	紙本 両界曼陀羅	波 崎	神善寺
市	絵 画	絹本 釈迦涅槃画	矢田部	正福寺
市	絵 画	紙本 両界曼陀羅	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 地藏菩薩立像	波 崎	神善寺
市	彫 刻	一石宝篋印塔	波 崎	神善寺
市	彫 刻	木造 薬師三尊像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 阿弥陀如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 阿弥陀如来座像	波 崎	廣幢院
市	彫 刻	木造 毘沙門天立像	波 崎	廣幢院
市	彫 刻	木造 兜跋毘沙門天像	波 崎	廣幢院
市	典 籍	木版刷大般若波羅密多經	波 崎	神善寺
市	典 籍	木版刷大般若波羅密多經	矢田部	正福寺
市	書 跡	写経石	下幡木	弥勒院
市	史 跡	浄妙塚	筒 井	筒井区
市	無形民俗文化財	獅子舞（ささら舞）	田 畑	獅子舞保存会
市	無形民俗文化財	孫渡し	下幡木	下幡木区
市	無形民俗文化財	手子后神社・大潮祭鳴り物	波 崎	波崎鳴物保存会
市	無形民俗文化財	大鳥神社・酉祭	矢田部	東海区、西前宿区、上中区
市	無形民俗文化財	益田神社・獅子舞	波 崎	舍利鳴物保存会
市	天然記念物	ハマナス自生地	波崎豊ヶ浜	教育委員会
市	天然記念物	イヌマキ	波 崎	廣幢院

○茨城県沿岸流出油災害対策協議会防除活動マニュアル

第1 総則

目的

本マニュアルは、茨城県沿岸流出油災害対策協議会（以下「協議会」という。）の活動海域において、油流出事故が発生した場合における協議会会員（以下「会員」という。）等の具体的な活動内容等を定めることにより、迅速かつ的確な防除活動の実施に資することを目的とする。

第2 活動方針

1 油流出事故発生時の活動

- (1) 会員の行う防除活動は、油流出事故の防除責任が第一義的には原因者に課されていることから、当該流出事故の原因者及び協力義務者（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第39条第4項に定める者をいう。）が行う措置のみでは海洋汚染を防止することが困難であると認められる場合に実施するものとする。
- (2) 会員が実施する防除活動は、協議会会長（以下「会長」という。）の要請に基づき発動するものとし、その実施は総合調整本部における調整等に従って、迅速かつ組織的に遂行されなければならない。

2 通常の活動

- (1) 会員は、保有する資機材等の点検・整備を励行し、常に良好な状態を維持するとともに、連絡体制、資機材の輸送手段の確保等を行っておき、迅速な防除活動の確立に努めるものとする。
- (2) 会長は、各地区における流出油防除隊（別表1）を編成しておくとともに、流出油防除隊の所属船が搭載し、初動時に使用する資機材を可能な限り、あらかじめ指定しておくものとする。
- (3) 会員は、随時、本マニュアルの見直しを行い、自己の関連する事項について変更が生じた場合には、会長に連絡するものとする。

第3 防除活動実施の事前対策

1 連絡体制

- (1) 連絡方法
会員への第一報は、原則としてFAX（県防災無線FAX）により行うものとし、必要に応じて電話による通話連絡についても活用する。
- (2) 会員等の連絡先
会員等の連絡先は別表2のとおり。
- (3) 連絡系統
連絡系統は別表3のとおり。

第4 事故発生時の措置

1 事故想定

- (1) 沖合航行中のタンカーからの流出
- (2) 港湾施設からの流出
- (3) 港湾内のタンカーからの流出
- (4) 河川上流からの流出

2 役割分担

協議会の活動海域において油流出事故が発生した場合における会員等の主な役割分担は次のとおりとする。

会員名等	役割等
茨城海上保安部 (旧波崎町沖合 にあっては銚子 海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係先への事故情報の伝達 ② 巡視船艇・航空機・機動防除隊等を現場へ派遣して実施する次のような業務 <ul style="list-style-type: none"> a. 状況調査 b. 人命救助 c. 海上における石油ガスの濃度測定 d. 航行船舶の安全確保 e. 緊急に実施する必要がある場合の海上浮流油の防除活動 ③ 一般船舶向け注意喚起放送等の実施 ④ 次の法律の規定に基づく、航行禁止等の船舶交通等の規制 <ul style="list-style-type: none"> a. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下「海防法」という。) b. 港則法 ⑤ 原因者が実施する海上浮流油の防除活動、事故船舶の船体措置に対する指導監督 ⑥ 海防法の規定に基づく、次の権限等の発動 <ul style="list-style-type: none"> a. 原因者に対する措置命令(第39条第3項) b. 特定油による著しい汚染の防除のための財産の処分 (第42条) c. 海上災害防止センターに対する1号業務の発動要請 (第42条の26) ⑦ 協議会に対する出動要請及び総合調整本部運営の主宰 ⑧ 自衛隊に対する災害派遣要請 ⑨ 関東地方整備局に対する出動要請
関東地方整備局 鹿島港湾空港整 備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係先への事故情報の伝達 ② 要請を受けて実施する海上浮流油の防除活動 ③ 総合調整本部への参画及び情報提供 ④ 管理施設の自衛措置
茨 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 <ul style="list-style-type: none"> a. 状況調査(ヘリコプターによる調査を含む。) b. 沿岸漂着油の回収 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督 ⑤ 備蓄資機材の提供 ⑥ 流出油防除活動に対する協力措置 ⑦ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び避難誘導等 ⑧ 福島県、千葉県との連携 ⑨ 自衛隊に対する災害派遣要請 ⑩ 会員である各市町村への援助要請 ⑪ 会員である各事業者への援助要請 ⑫ 総合調整本部への参画及び情報提供
茨城県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係先への事故情報の伝達 ② 次のような流出油防除活動 <ul style="list-style-type: none"> a. 状況調査(警備艇・ヘリコプターによる調査を含む。) b. 沿岸漂着油の回収 c. 警備艇を活用しての防除活動 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び災害対策基本法第61条に基づく避難の指示等の措置 ⑤ 車両による資機材の緊急輸送に必要な交通の確保に関する支援 ⑥ 総合調整本部への参画及び情報提供

会 員 名 等	役 割 等
各 市 町 村	① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 a. 状況調査 b. 沿岸漂着油の回収 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督 ⑤ 備蓄資機材の提供 ⑥ 流出油防除活動に対する協力措置 ⑦ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置 ⑧ 総合調整本部への参画及び情報提供
各 消 防 本 部	① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 a. 状況調査（消防艇（日立）による調査を含む。） b. 沿岸漂着油の回収 c. 消防艇を活用しての防除活動 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 備蓄資機材の提供 ⑤ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供 ⑥ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 ⑦ 救急・救助活動 ⑧ 協定等に基づく近隣消防機関への応援要請 ⑨ 総合調整本部への参画及び情報提供
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 (各漁協)	① 浮流油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ② 漁業施設等に関する自衛措置 ③ 総合調整本部への参画及び情報提供
各港安全対策協議会 (鹿島・日立・常陸那珂・大洗)	① 関係先への事故情報の伝達 ② 港内における流出油防除活動 ③ 備蓄資機材の提供 ④ 総合調整本部への参画及び情報提供
石油連盟海水汚濁処理協力機構 茨城支部	① 関係先への事故情報の伝達 ② 会長の要請に基づく防除活動の実施 ③ 備蓄資機材の提供 ④ 総合調整本部への参画及び情報提供
事業所会員	① 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ② 管理する施設等に関する自衛措置 ③ 原因者との契約に基づく防除措置の実施 ④ 会長の要請に基づく防除活動の実施 ⑤ 総合調整本部への参画及び情報提供

3 事故発生情報の通報

- (1) 会長は、協議会の活動海域において油流出事故が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、会員に対してその旨を通報するとともに追加情報の収集に努めるものとする。
- (2) 通報は、時期を失する事のないように次の手順により、状況が判明次第、様式1により順次FAX（県防災無線FAX）により通報するものとする。FAXにより通報するいとまがない場合は電話による速報を実施し、その後にFAX通報するものとする。

① 第一報

油流出事故等を認知した直後に、判明している範囲内で通報する。

② 続報

第一報に引き続き、情報収集活動等により判明した事項を順次通報する。

- (3) 前記の事故発生情報を県防災無線FAX以外の方法により受けた会員は、連絡系統に従って他の関係者に様式3により通報するものとする。

4 会員による防除活動の発動

(1) 要請等の要領

- ① 要請は、出来る限り様式2の文書（FAXを含む。以下同じ。）により要請するものとする。
- ② 文書により要請するいとまがない場合は、電話により要請した後、速やかに文書を交付するものとする。
- ③ 要請を受けた会員は、受託の可否及び受諾した場合の動員人員等を様式2の回答欄に記載してFAXにより回答するものとする。
- ④ 会員は、要請を受託した場合は、直ちに会則及び本マニュアルに従って行動を開始するものとする。
- ⑤ 会長は、要請文書及び会員からの回答文書を、会員の求償行為が完了するまでの間、保存しておくものとする。

5 継続的防除作業の実施

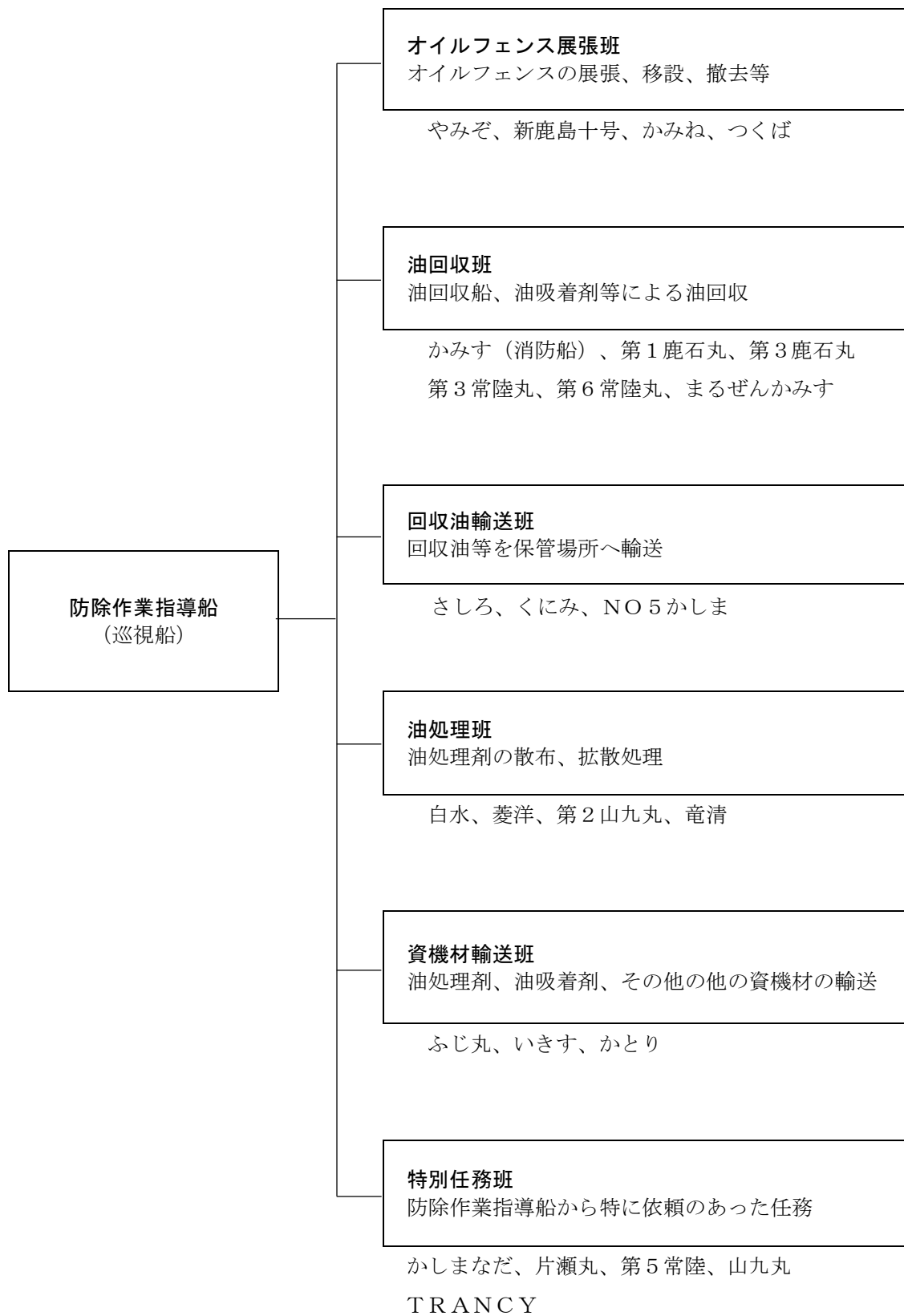
各会員等は、当該油流出事故の状況調査及び緊急的対応に引き続き、次のような防除作業等を反復継続的に実施するものとする。

(1) 各市町村

- ① 沿岸における状況調査を実施する。
- ② 沿岸漂着油の除去を実施する。
- ③ 原因者が実施する沿岸漂着油の除去作業を指導監督する。
- ④ 必要に応じて資機材を動員する。
- ⑤ 必要に応じて、自衛隊に対する災害派遣要請の上申を行う。
- ⑥ 必要に応じて、他の市町村に対する応援要請を行う。
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアの受入れを行う。

別表 1

鹿島地区流出油防除隊



別表2

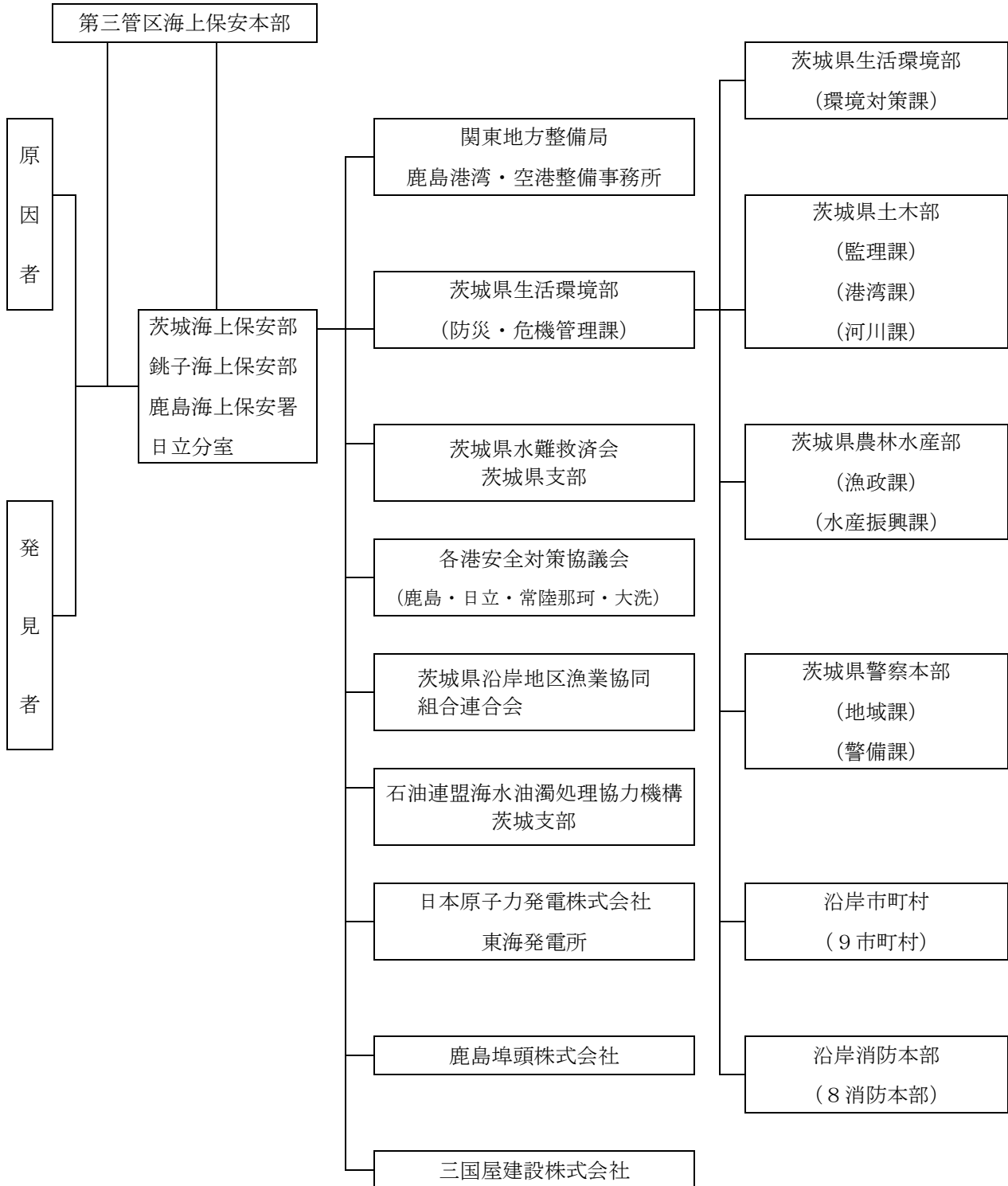
茨城県沿岸流出油災害対策協議会連絡先

協議会機関名	代表者	連絡先		
		担当部署名	TEL (内線)	FAX
茨城海上保安部	部長	警備救難課	029-262-4304	029-262-4371
銚子海上保安部	部長	警備救難課	0479-22-1359	0479-22-1467
鹿島海上保安署	署長	警備救難係	0299-92-2601	0299-92-4538
関東地方整備局 鹿島港湾空港整備事務所	所長	保全課	0299-84-7714 (241)	0299-84-0057
茨城県生活環境部	部長	防災・危機管理課	029-301-2896	029-301-2898
		環境対策課	029-301-1111 (2966)	029-301-2969
茨城県土木部	部長	監理課 企画室	029-301-1111 (4315)	029-301-4339
		港湾課 経営管理G	029-301-4521	029-301-4538
		河川課	029-301-1111 (4475)	029-301-4339
茨城県農林水産部	部長	漁政課	029-301-4070	029-301-4089
		水産振興課	029-301-4125	029-301-4129
茨城県警察本部	本部長	地域課	029-301-0110 (3571)	029-301-0110 (3569)
		警備課	029-301-0110 (5751)	029-301-0110 (5739)
北茨城市	市長	総務部総務課	0293-43-1111 (338)	0293-43-1108
高萩市	市長	総務課	0293-23-2119 (314)	0293-24-0636
日立市	市長	生活安全課 防災係	0294-22-3287	0294-21-7000
ひたちなか市	市長	防災交通課	029-273-0111 (3211)	029-271-0851
鉾田市	市長	総務課	0291-33-2111 (1283・1284)	0291-32-4443
鹿嶋市	市長	環境経済部 交通防災課	0299-82-2911 (371)	0299-84-7759
神栖市	市長	生活環境部 防災安全課	0299-90-1126	0299-92-4917
大洗町	町長	生活環境課	029-267-5111 (246)	029-266-3577
東海村	村長	経済環境部 原子力対策課	029-287-0832	029-270-4418
北茨城市消防本部	消防長	総務課	0293-42-0161 (210)	0293-43-2690
高萩市・日立市事務組合 消防本部	消防長	警防課	0293-22-0119 (213)	0293-24-3031
日立市消防本部	消防長	警防課指令係	0294-24-0119 (140・143)	0294-22-0119
ひたちなか・東海 広域事務組合消防本部	消防長	通信指令課	029-273-0211 (381)	029-275-0090

協議会機関名	代 表 者	連 絡 先		
		担当部署名	T E L (内線)	F A X
大洗町消防本部	消防長	消防課 警防係	029-266-1119 (25)	029-266-1776
鹿行広域事務組合消防本部	消防長事務取扱	警防課	0291-34-2119	0291-33-4199
鹿島地方事務組合	消防長	消防本部警防課	0299-96-0119 (626)	0299-97-0119
茨城沿岸地区 漁業協同組合連合会	代表理事会長	指導部	029-224-5151	029-224-0070
茨城県水難救済会	会長	水難救済会	029-224-5151 呼出 水難救済会	029-224-0070
日立港安全対策協議会	会長	日立埠頭(株)	0294-53-4111	0294-53-4117
常陸那珂港船舶 安全対策協議会	会長	(株)茨城ポート オ-ソリティ	029-264-2500	029-264-2503
大洗港入出港 安全対策協議会	会長	(株)茨城ポート オ-ソリティ大洗支社	029-267-4188	029-267-4464
鹿島港災害対策協議会	会長	鹿島石油(株) 鹿島製油所業務課	0299-97-3148	0299-97-3184
石油連盟海水油濁処理 協力機構茨城支部	鹿島石油(株) 鹿島製油所長	安全環境室	0299-97-3104	0299-96-5618
日本原子力発電株式会社 東海発電所	所長	総務室 総務サブグループ	029-282-1211 (2167)	029-287-1293
鹿島埠頭株式会社	代表取締役社長	船舶部船舶営業課	0299-92-5551	0299-92-8586
三国屋建設株式会社	代表取締役社長	事業推進部	0299-96-5068	0299-96-5098

別表3

茨城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統



様式 1

年 月 日

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員 殿

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会長

流出油事故に関する情報を下記のとおり通報します。

(第 報・ 日 現在)

項 目	概 要																				
1 事故の種類	衝突・座礁・その他 () 平成 年 月 日 頃																				
2 発生の日時 場所	灯台から 度 海里 (N ・ E)																				
3 事故の概要																					
4 船舶の要目 等	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 1 船舶A ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険 </td> <td style="vertical-align: top;"> 2 船舶B ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険 </td> </tr> </table>	1 船舶A ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険	2 船舶B ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険																		
1 船舶A ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険	2 船舶B ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険																				
5 排出油の種 類・性状等	<table border="0"> <tr> <td>1 排出油種</td> <td>2 推定排出油量^{キログラム}</td> </tr> <tr> <td>3 排出油の性状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①比重 (15℃) ;</td> <td>②動粘度C S t (50℃) ;</td> </tr> <tr> <td>D引火点℃</td> <td>③流動点℃ ;</td> </tr> <tr> <td>4 蒸留性状</td> <td>E 燃焼範囲</td> </tr> <tr> <td>ガス ライトガソリン</td> <td>ヘビ-ガソリン 灯油 軽油 重質軽油</td> </tr> <tr> <td>塔底油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>比率%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>比重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動点</td> <td></td> </tr> </table>	1 排出油種	2 推定排出油量 ^{キログラム}	3 排出油の性状		①比重 (15℃) ;	②動粘度C S t (50℃) ;	D引火点℃	③流動点℃ ;	4 蒸留性状	E 燃焼範囲	ガス ライトガソリン	ヘビ-ガソリン 灯油 軽油 重質軽油	塔底油		比率%		比重		流動点	
1 排出油種	2 推定排出油量 ^{キログラム}																				
3 排出油の性状																					
①比重 (15℃) ;	②動粘度C S t (50℃) ;																				
D引火点℃	③流動点℃ ;																				
4 蒸留性状	E 燃焼範囲																				
ガス ライトガソリン	ヘビ-ガソリン 灯油 軽油 重質軽油																				
塔底油																					
比率%																					
比重																					
流動点																					
6 排出油の漂 流・拡散の状 況																					
7 現場におけ る対応状況																					
8 その他																					
9 現場の気 象・海象	天気 ; 風向・風速 ; 気温 ; 視程 ; 風浪 ; うねり ; 水温 ; 潮流 ;																				

※第2報以下は原則として、6項以下のみとする。

様式2

年 月 日

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員

殿

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会長

(茨城海上保安部長)

号油流出事故に対する茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員の出動の要請について

(平成 年 月 日関連)

標記について、下記のとおり出動を要請します。出動の可否についてご検討のうえ、回答欄に記入のうえ、本職あてFAXにて回答願います。

記

要請する事項

1

2

3

(回答欄)

第一 出動要請に対する諾否（次のいずれかに○を付す。）

- 1 出動する 2 出動しない

第二 出動させる人員等

出動させる人員	提供する資機材	出動させる船舶	その他
1 出動人数と指揮者の職・氏名・連絡方法 2 出動時刻・出動海域・実施する活動内容	提供資機材の種類・量・輸送方法・輸送先	1 船名・総トン数・航行区域・速力・船長名・連絡方法 2 搭載している主たる資機材 3 出航時刻・出動海域・実施する活動内容	

